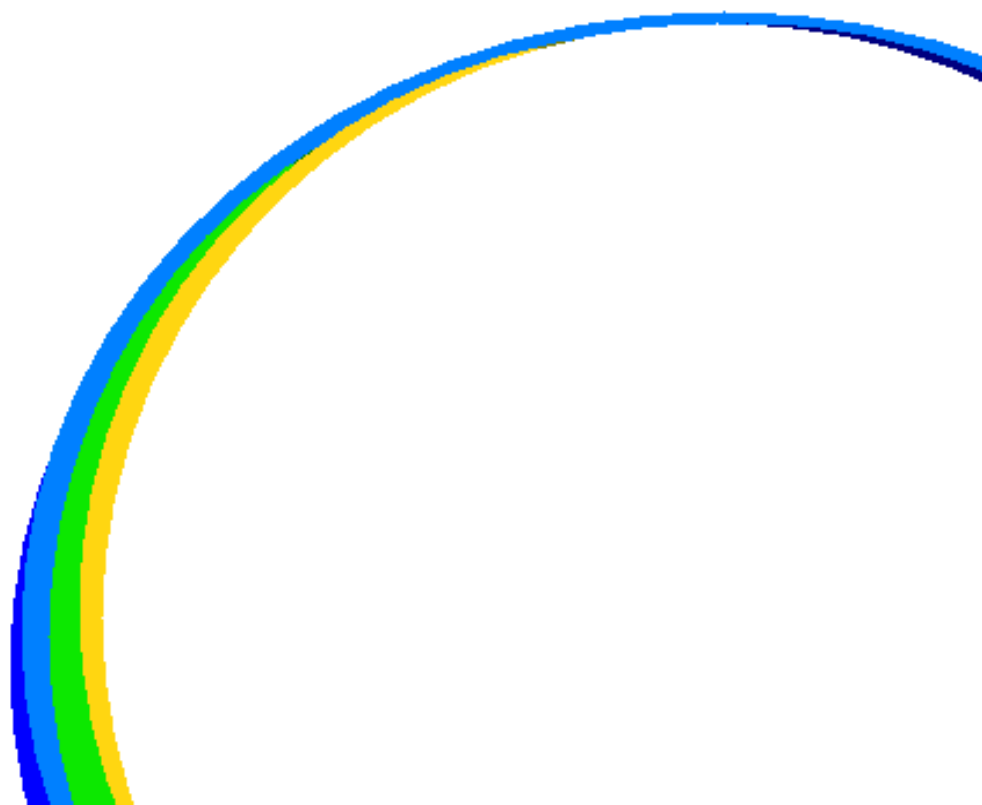


企業の環境情報開示のあり方について
～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～
(中間報告)



平成 23 年 6 月 23 日

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会



企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 委員名簿

稲永 弘	株式会社トーマツ審査評価機構	代表取締役社長
魚住 隆太	KPMGあずさサステナビリティ株式会社	代表取締役社長
小野 達哉	帝人株式会社	環境・安全室 担当部長
加藤 正裕	三菱UFJ信託銀行株式会社	株式運用部ESGグループ 主任調査役
菊池 勝也	大和証券投資信託委託株式会社	エクイティ運用部 シニア・ファンドマネージャー
◎ 上妻 義直	上智大学	経済学部教授
國部 克彦	神戸大学大学院	経営学研究科教授
後藤 敏彦	環境監査研究会	代表幹事
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所	弁護士
竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行	環境・CSR部長
富田 秀実	ソニー株式会社	CSR部 統括部長
西堤 徹	トヨタ自動車株式会社	環境部 環境コミュニケーショングループ担当部長
古田 清人	キヤノン株式会社	環境本部 環境企画センター センター所長
八木 裕之	横浜国立大学	経営学部教授

(敬称略、五十音順、◎印：委員長)

【ゲスト】

岸上 有沙	FTSE	責任投資 エグゼクティブ
平塚 敦之	経済産業省	経済産業政策局 企業会計室長
藤井 良広	上智大学大学院	地球環境学研究科教授

(所属・肩書は本報告書発行時点)

【オブザーバー】

経済産業省	経済産業政策局	企業行動課
同	産業技術環境局	環境政策課 環境調和産業推進室
金融庁	総務企画局	企業開示課

【ワーキンググループ】

環境報告ワーキンググループ 委員名簿

- 江良 明嗣 日興アセットマネジメント株式会社 株式運用部
企業調査グループ コーポレートガバナンス マネージャー
- ◎ 上妻 義直 上智大学 経済学部教授
- 小崎 亜依子 株式会社日本総合研究所
創発戦略センター/E S G リサーチセンター 副主任研究員
- 富田 勝己 パナソニック株式会社 環境本部 環境企画グループ
コミュニケーションチーム チームリーダー
- 堀江 美保 株式会社サステナビリティ会計事務所 コンサルタント
- 森 洋一 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部テクニカルスタッフ
- 山崎 誠也 富士通株式会社 環境本部環境企画統括部 プロジェクト課長
(敬称略、五十音順、◎印：座長)

環境会計ワーキンググループ 委員名簿

- 大井 孝光 株式会社日本政策投資銀行 事業開発部 CSR支援室 調査役
- 齋尾 浩一朗 有限責任 あずさ監査法人 I F R S 事業部 パートナー
- 松尾 敏行 株式会社リコー 社会環境本部 環境コミュニケーション推進室
スペシャリスト
- 葎嶋 真理 S R I アナリスト
- ◎ 八木 裕之 横浜国立大学 経営学部長
(敬称略、五十音順、◎印：座長)

【ゲスト】

- 宮井 博 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 専務取締役

環境情報の開示促進ワーキンググループ 委員名簿

- 歌島 秀明 株式会社エフピコ 環境対策室
- 江藤 一弘 株式会社リコー 社会環境本部 環境経営企画室
環境経営マネジメントグループ グループリーダー
- ◎ 後藤 敏彦 環境監査研究会 代表幹事
- 宮崎 幸恵 株式会社グッドバンカー S R I アナリスト
- 森下 研 株式会社エコマネジメント研究所 代表
(敬称略、五十音順、◎印：座長)

(所属・肩書は各ワーキンググループ開催当時のもの)

【事務局】

環境省 総合環境政策局 環境経済課

目次

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 中間報告（概要）	1
---------------------------------------	---

本文

はじめに	8
使用した用語の定義	10
1. 本報告書における基本的な考え方と背景	11
(1) 持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割	11
(2) 環境情報の説明責任と利用者	12
(3) 環境情報の開示方法	12
(4) 社会的側面の情報開示	13
(5) 環境情報開示及び環境経営に関する動向	13
(6) 自然災害などの急激な社会変化	15
2. 持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性	16
(1) 今後 10 年間に想定される社会変化	16
(2) 環境経営の方向性	17
(3) 目指すべき環境経営像	19
(4) 環境経営のプロセス	20
3. 環境金融の役割と方向性	22
(1) 環境金融の役割	22
(2) 環境金融の方向性	23
(3) 環境情報開示における金融の視点	24
4. 企業の環境情報開示のあり方について	26
(1) 環境情報開示の目的	26
(2) 有用な環境情報の質的特性	28
(3) 開示情報の決定プロセスと開示統制	28
(4) 開示要素と開示内容	30
(5) 開示に当たって考慮すべき事項	31
(6) 定量情報と記述情報	31
(7) 環境リスク管理の状況	32
(8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項	32

5. 環境に係る財務情報	37
(1) 環境に係る財務情報の基本的な考え方	37
(2) 環境に係る財務情報の必要性和効果	38
(3) 環境に係る財務情報の開示事例	39
(4) 環境に係る財務情報の種類	40
(5) 開示において考慮すべき事項	41
(6) 環境に係る財務情報における論点と今後の検討すべき事項	41
6. 環境経営・環境情報開示の普及のための促進策	43
(1) 促進策の必要性	43
(2) 環境情報の利用を促進させるための基盤作りに関する施策	43
(3) 環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策 ..	45
(4) 売上高 1000 億円未満の企業への促進策	45
おわりに	48

(参考資料)

1. 環境報告作成と環境マネジメントシステム認証取得の状況	50
2. 企業の環境情報開示の実態に関する調査	52
3. 各国の環境情報を含む情報開示制度	57
4. 各国の環境経営・環境情報開示に関する促進策	60
5. 主要団体等の環境情報開示に関わる国際動向	61
6. マテリアルフロー	62

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会
中間報告（概要）

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 中間報告（概要）

はじめに

- 環境問題の深刻化はさらに進行する可能性があり、人類一人ひとりが自らの行動を環境に配慮した方向へと転換し、着実に実行する社会体制を整備する必要がある。
- 持続可能な社会を実現するためには、企業の環境配慮行動を促進するような社会的な仕組みが不可欠。
- 環境経営の事業戦略性が増せば増すほど、持続可能な社会に向けて環境情報開示における投資家や金融機関の視点は重要になる。
- 我が国企業の環境配慮行動を促進し、同時に我が国の経済競争力をさらに高めるためにも、この検討結果を踏まえた新たな開示枠組作りが急務である。

1. 本報告書における基本的な考え方と背景

（1）持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割

- 「企業の環境経営促進の仕組み」を社会全体で有効に機能させるために、環境情報開示の果たすべき役割は極めて大きい。

（2）環境情報の説明責任と利用者

- 環境問題の深刻化は、環境負荷の全容の適正な開示を社会的な要請として強めていくと想定され、企業はその要請に真摯に応えていくことが求められる。

（3）環境情報の開示方法

- 開示する環境情報には、企業の戦略的な対応の違いに応じて、企業固有の状況を適切に反映させることが必要である。
- 一方で、環境報告が一定の規範に基づいて行われ、開示された情報が環境経営の実態を忠実に表現しつつ、理解容易かつ比較容易な形式で開示されることも重要。

（4）社会的側面の情報開示

- 環境的側面と社会・経済的な側面は複雑に絡み合っており、環境と併せて社会的側面の情報開示も引き続き検討が必要。

（5）環境情報開示及び環境経営に関する動向

- グローバルな視点を基に国際的な環境情報開示の議論と整合した形で、国内企業における環境情報開示が促進されることが不可欠。

（6）自然災害などの急激な社会変化

- 環境経営の実践には、天災・事故等が起こったときの環境影響の把握と予防的な対応も含まれる。

2. 持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性

（1）今後 10 年間に想定される社会変化

- 環境や社会に関わる様々な領域で多くの解決困難な問題が発生し、各国行政によ

る環境政策や規制の強化、ステークホルダーの環境意識の高まり、新たなイノベーションの出現などが、企業を取り巻く社会変化として起こる。

(2) 環境経営の方向性

○事業環境の変化に付帯して発生するリスクや機会に対して適切に対処できる能力が、企業の長期的な持続可能性にとって重要。

○今後 10 年間に於ける環境経営を展望すれば、次のような課題が明らかになる。

- ① 経営者の強力なリーダーシップ
- ② 環境と経営の戦略的統合
- ③ 資源生産性の抜本的向上
- ④ ライフサイクル志向によるバリューチェーンマネジメント
- ⑤ トレードオフ回避のための全体最適化

(3) 目指すべき環境経営像

経営者の強いリーダーシップのもとで、設定した中長期の将来ビジョンや目標を全社で共有し、バリューチェーン全体でのリスク管理と事業活動に伴う資源消費や環境負荷を極力最小化するため、重要な環境課題を事業活動の戦略的中核に組み込んだ環境経営を実践する。加えて、新たな成長機会を創出し、より強固で持続可能なリスク回避と成長をもたらす事業基盤を構築する。

(4) 環境経営のプロセス

○環境と経営が戦略的に統合した形での環境経営のプロセスは以下のとおり。なお、このプロセスの履行に当たっては、経営者による環境方針の明示と、その実践に向けた十分な組織体制とガバナンスの仕組みを整備することが必要。

- ① 環境負荷の全容の認識・測定
- ② ステークホルダー・エンゲージメント
- ③ 環境に係る重要課題の決定
- ④ 将来ビジョンと環境に係る経営目標の設定
- ⑤ 環境経営の戦略と計画の策定
- ⑥ P D C A サイクルにより一体的に実行
- ⑦ 環境パフォーマンスの分析・評価
- ⑧ 環境経営に関わる計画の見直し

3. 環境金融の役割と方向性

(1) 環境金融の役割

○環境金融の役割を示すと以下の2つとなる。

- (a) 環境負荷を低減させる事業や自然資源の持続可能な利用を図る事業に資金が直接使われる投融資
- (b) 企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資

○我が国の個人金融資産の運用において、環境金融の2つの役割が有効に発揮する

のであれば、環境金融は持続可能な社会の構築に少なからず寄与する。

(2) 環境金融の方向性

○環境金融は、企業価値を多面的に評価することにより、重要な収益獲得機会やリスクの可能性を投資判断に反映することを意図している。

○環境金融は、投融資における将来キャッシュフローの毀損リスクを低減するのに、より効果的な金融手法になりうる。

(3) 環境情報開示における金融の視点

○環境経営の良否は財務業績に大きな影響を与える可能性があるため、投資家は環境情報に重大な関心を持つようになる。

○投資家の求める環境情報は、持続可能な社会への適応力が高い企業を識別するのに有効なため、他のステークホルダーにとっても有用性が高くなると考えられる。

4. 企業の環境情報開示のあり方について

(1) 環境情報開示の目的

○環境報告の目的は、事業者が社会に対して環境負荷についての説明責任を果たし、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供することにある。

○ステークホルダーとのコミュニケーションと適切な情報利用者の特定により、社会的な関心度の高い情報が適切に伝達される環境報告が可能となる。

(2) 有用な環境情報の質的特性

○有用な環境情報の質的特性

基本的な 質的特性	目的適合性	補完的な 質的特性	比較容易性
	表現の忠実性		理解容易性
			検証可能性
			適時性

(3) 開示情報の決定プロセスと開示統制

○開示される環境情報は、まず目的適合性の観点から判別される。特に経営上の重要課題に関する環境情報は、必ず開示されるべき項目に当たる。

○目的適合性を備えるために、ステークホルダー・エンゲージメントが重要となる。

○開示された情報の質を確保するためには、開示統制が必要となる。

(4) 開示要素と開示内容

○環境情報のうちの開示要素は、以下のように分類される。

- ・ 基本的要件
- ・ 環境方針
- ・ コーポレートガバナンス
- ・ 将来ビジョン・目標
- ・ 戦略・行動計画
- ・ パフォーマンス・分析及び評価

- ・ 今後の対応

(5) 開示に当たって考慮すべき事項

○ 有用な環境情報の開示において、情報利用者が環境経営の範囲や取組内容を比較的容易に判別できることが求められる。

(金融の視点を織り込んだ有用な環境情報開示の考慮事項を記載)

(6) 定量情報と記述情報

○ 企業の環境経営の全容を分かりやすく伝えるために、経営者は環境に関わる重要課題に関して、適切なK P I (key performance indicator: 主要業績評価指標)を設定する必要がある。

○ 経営者には、K P Iなどの定量情報と記述情報の適切な選択により、環境経営の全容を説明することが求められる。

(7) 環境リスク管理の状況

○ ステークホルダーがリスク対応状況の十分性を評価して自らへの影響を予測するために、企業は環境リスク管理の状況を適切に開示する必要がある。

(8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項

○ 有用な環境情報の開示を目指すうえにおいて、下記の内容を検討する必要がある。

- ・ 開示項目の構成順序
- ・ 開示情報の決定プロセス
- ・ K P I が時系列で分かる一覧
- ・ 個別環境配慮事項の重要課題一覧 (注記事項含む)
- ・ 個別環境配慮事項の詳細説明
- ・ 比較容易性
- ・ バリューチェーン
- ・ 適時性
- ・ 環境報告の開示媒体
- ・ 詳細データの開示 (データ集等の利用)
- ・ 開示情報の信頼性

5. 環境に係る財務情報

(1) 環境に係る財務情報の基本的な考え方

○ 「環境に係る財務情報」とは、環境報告として開示される環境に係る金額情報とこれに関連する情報を指すものとした。

○ 「環境に係る非財務情報」と「環境に係る財務情報」を関連付けて見ることで、より客観的に企業が目指す環境経営像をイメージできるようになる。

(2) 環境に係る財務情報の必要性和効果

○ 「環境に係る財務情報」は、企業の将来キャッシュフローに重要な影響を与える可能性もあるため、投資家から求められる環境情報となる。

○ 「環境に係る財務情報」の開示により、環境と経営の戦略的統合が促進される。

(3) 環境に係る財務情報の開示事例

(「環境に係る財務情報」の開示事例を記載)

(4) 環境に係る財務情報の種類

○環境に係る財務情報の種類は、概ね以下のように区分される。

- ・ 過去情報・将来情報
- ・ 定量情報・記述情報
- ・ フロー情報・ストック情報
- ・ 投下資源・成果（効果）に関する情報
- ・ 実績情報・推定情報

(5) 開示において考慮すべき事項

(「環境に係る財務情報」の開示に当たっての考慮事項を記載)

(6) 環境に係る財務情報における論点と今後の検討すべき事項

○環境に係る財務情報の開示において、下記の事項を今後検討していく必要がある。

- ・ 個別環境配慮事項の重要課題一覧の注記事項
- ・ 環境負荷や環境保全効果の経済価値評価
- ・ 対象期間や効果の発現
- ・ スtock情報の充実
- ・ 会計基準に基づく財務情報の有効利用

6. 環境経営・環境情報開示の普及のための促進策

(1) 促進策の必要性

○高い環境意識の浸透や環境配慮型製品の抜本的な普及には時間も要するため、国として持続可能な社会構築のための道筋を示したうえで、各経済主体の環境配慮行動を後押しするための諸施策を実施していくことが非常に重要となってくる。

(2) 環境情報の利用を促進させるための基盤作りに関する施策

- ① K P I の設定に参考になる重要な環境課題の共有化
- ② 情報通信技術（I C T）を利用した情報インフラの基盤整備

(3) 環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策

- ① 公共調達における環境経営・環境情報開示状況の考慮
- ② バリューチェーンにおけるグリーン調達の促進策
- ③ 環境金融の促進策

(4) 売上高 1000 億円未満の企業への促進策

- ① 環境経営・環境情報開示を推進するための人材育成に関する施策
- ② 環境経営・環境情報開示のための基盤づくりに関する施策
- ③ 企業に対する経済的便益を促進させる施策

おわりに

- 環境情報の重要性は益々増していくため、さらなる情報の質の向上が求められていくと想定される。
- 社会全体として効率的かつ効果的に環境情報を管理する仕組みを作り、うまく環境と経済成長のバランスを取っていく必要がある。
- 目指すべき環境経営像に全世界の企業が向かい、企業を取り巻くあらゆるステークホルダーが、企業を適正に評価して環境配慮行動を後押しする、そのような経営環境を醸成していくことが、強固で持続可能な社会構築のために、また健全な経済成長につなげていくためには必要である。

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会
中間報告（本文）

はじめに

現在の地球は、温暖化、生物多様性の喪失、大量廃棄といった環境上の諸問題によって、深刻な生態系の危機に晒されている。人類の活動に起因する地球環境への外部影響は、今後、世界人口が増加することで益々大きくなると予想され、環境問題の深刻化はさらに進行する可能性がある。これを回避するためには、人類一人ひとりが自らの行動を環境に配慮した方向へと転換し、できることから着実に実行する社会体制を整備する必要がある。

健全で恵み豊かな環境は、人類をはじめとする地球上のあらゆる生き物の生存基盤であり、持続可能な社会の基盤である。一度失われた環境は、その姿を取り戻すために長い年月を要し、二度と戻ることがない場合すらある。悠久の歴史の中で醸成された現在の環境を破壊するのはたやすいが、その行為が地球上のすべての生物に多大な損失を及ぼすことを、あらゆる主体は常に認識しなければならない。

多くの犠牲をもたらした本年3月11日の東日本大震災は、リスク管理の抜本的見直しや強固で持続可能な社会基盤の必要性を改めて認識させるものであった。我々は国の総力を挙げ、この災害を乗り越え、今まで築いてきた基盤をさらに上回る発展を志し、未来に向けた強固で持続可能な社会を創り上げていく必要がある。

我が国は、過去の公害経験から環境と経済の両立を図るべく官民ともに努力し、多くの環境技術を開発し、また環境管理手法や環境情報開示の発展にも取り組んできた。温暖化対策、廃棄物処理、リサイクル、公害対策等の環境分野で投資や技術開発を促進することは、環境問題への対処のみならず、経済成長と雇用創出にもつながるものであり、今後とも国として取り組むべき重要な施策である。

こうした状況を踏まえ、我が国として、過去の努力により培った見地と経験を活かし、さらなる革新的な環境技術の開発や、環境管理や環境情報開示の徹底により、自然災害にも強く、かつ健全で恵み豊かな環境を基盤とする強固で持続可能な社会を創り上げていく必要がある。また、そうした取組の広がりや全世界の持続可能性にも寄与し、平和で豊かな生活の実現につなげていくためにも、他国との協調により取組を進めていくことが、我が国に課せられた責務であり、国際社会への貢献である。

持続可能な社会を実現するためには、企業の事業活動をはじめとするすべての経済活動に環境配慮を織り込み、環境と経済の両立を図ることが有効な解決策である。環境問題の深刻化は、各経済主体の意思決定に環境が及ぼす影響を自ずと増大させ、自発的な環境配慮行動を誘発させる可能性を持つ。しかし、すべての経済主体が将来の環境影響を的確に予見し、環境配慮行動を予防的に行うことは難しく、それゆえ何らかの環境配慮行動を促進する仕組みの構築が社会的に求められる。

特に、企業の環境配慮行動を促進する有効な仕組みが構築できれば、全体の環境負荷低減に大きく貢献する。その仕組みにより、環境に配慮した持続可能性の高い企

業を他の主体が正当に評価でき、リスクの低減とビジネス機会の増大、名声の向上といった有形無形の便益を企業にもたらし、その組織の維持・存続・発展が一層促進されなければならない。そうした環境と経済の好循環を促進する仕組みが、必要である。

昨今の経営環境においてとりわけ注目すべきは、企業経営に何らかの財務的影響を与えるような環境課題が、世界規模で存在感を増している事実である。例えば気候変動問題は、各地域・各国の規制強化によって企業の対策コストを増加させるだけでなく、低炭素ビジネス等の機会も創出する。その結果、企業は環境経営に関する戦略的な対応を迫られるようになってきており、その傾向は今後も続くと考えられる。

また、環境経営の事業戦略性が増せば増すほど、持続可能な社会に向けて環境情報開示における投資家や金融機関の視点は重要になる。なぜなら、環境と経営の戦略的な統合が成功要因やリスク低減要因となる企業に対する環境金融（環境に配慮した金融）が、投資収益の増加や与信リスクの低下をもたらす一定の経済合理性を持つ金融手法となり得て、ゆえに投資家等の要請する環境情報が説明力の高い環境経営の評価指標になるからである。

さらに、金融の市場メカニズムを通じて、適切な環境情報による企業評価がなされ、多くの投融資資金が環境経営に優れた企業に流れるようになれば、市場の失敗を克服し、環境と経済の両立を可能にするうえでの大きな礎にもつながっていく。そういった意味においても、持続可能な社会に向けた金融の役割は重要となる。

本報告書では、以上のような認識に基づいて、企業の環境経営の将来的な方向性とそれを前提とした環境情報開示のあり方について、次の内容と順序で検討した。

1. 10年後の将来を見据えた環境経営の方向性
2. 環境経営の促進に貢献すべき環境金融の役割と金融の視点
3. 環境と経済の好循環を促進できるような環境情報開示の枠組
4. 環境経営、環境情報開示等の促進策

なお、本報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）に基づき開示される企業の環境報告を検討対象としているが、その他の企業内容開示において環境情報が開示される場合であっても参考にすることが可能である。

我が国企業の環境配慮行動を促進し、同時に我が国の経済競争力をさらに高めるためにも、この検討結果を踏まえた新たな開示枠組作りが急務である。

使用した用語の定義

本報告書で使用した用語の定義は以下のとおりである。

用語	定義
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。ここでは、生物多様性など環境の恵みに依存し、それらを利用・消費することも含めている。
環境情報	事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の状況に関する情報。
資源生産性	企業活動に伴う自然資源（エネルギー含む）の投入量と創出した生産量又は付加価値とを対比した指標。
K P I （ key performance indicator）	主要業績評価指標。重要課題について、環境配慮行動や関連する事業活動の経過、業績、現況を効果的に計測できるような因子であり、企業の重要な成功要因を反映し、個々の目標達成度を表すことができる定量的指標。
バリューチェーン	企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至るすべての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。
ステークホルダー	組織やその活動に影響を与え、又はそれらに影響を受ける個人又はグループ。組織にとって利害関係を有する個人又はグループである。
ステークホルダー・エンゲージメント	企業等の組織がステークホルダーのことをよく理解し、それらの人々を自らの事業活動や意思決定に関与させるために行う種々の活動のこと。ステークホルダーに対する情報伝達、諮問・相談、対話、協働といった関与形態がある。
コーポレートガバナンス	経営者が健全な経営を行うための監視する仕組みであり、適切な環境配慮行動を取るよう仕向ける管理・統制メカニズム。ここでは環境配慮に取り組むための組織体制も含めた広義のガバナンスをいう。
環境に係る財務情報	環境報告として開示される環境に係る金額情報とこれに関連する情報。
環境金融報告書	報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」(中央環境審議会 総合政策部会 環境と金融に関する専門委員会 平成 22 年 6 月 15 日公表)

1. 本報告書における基本的な考え方と背景

(1) 持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割

環境と経済が両立する持続可能な社会を構築するうえで、企業の環境経営は重要な役割を果たしている。事業活動に環境配慮を織り込むという環境経営の考え方は、事業活動に関連して引き起こされる資源・エネルギー消費と環境負荷の発生をバリューチェーン全体で抑制し、事業エリア内での環境負荷低減だけでなく、グリーン調達や環境配慮製品・サービスの提供等を通じて、持続可能な消費と生産を促進するからである。その結果、持続可能な社会の構築が進み、さらに環境配慮型製品・サービスの市場が拡大する。こうした環境と経済の好循環を志向する戦略的対応に成功すれば、企業は持続可能な社会の構築に貢献するだけでなく、競争優位なポジションの獲得によって、自らの市場競争力を強化することが可能になる。

「企業の環境経営促進の仕組み」(図1参照)においては、「環境経営の実践」、「環境情報開示」、「環境経営の評価」及び「環境に配慮した消費・金融」の4つの機能が有機的に連動することが必要である。特に、この仕組みを社会全体で有効に機能させるために、環境情報開示の果たすべき役割は極めて大きい。適切な環境情報が提供されなければ、企業の環境配慮行動を他の経済主体に正しく伝達することができず、情報開示企業の適正な評価や環境配慮行動を促進する仕組みも期待された機能を果たせないからである。環境情報を利用する経済主体の意思決定を通じて、情報開示企業への経済活動が適切に実施され、企業の環境経営が促進されるように、有用性の高い環境情報を提供できるような新たな開示枠組が必要になっている。

【図1 企業の環境経営促進の仕組み】



(2) 環境情報の説明責任と利用者

社会における経済活動の主要な部分を占める事業者は、公共財ないし全生命共有の財産である「環境」の恵みを享受し、自然資源を利用かつ消費することによって事業活動を行い、結果として外部環境に負荷を与えている。そのため事業者は、社会に対して、環境負荷の発生状況や環境負荷の低減活動、環境配慮の取組などを説明する責任を有しており、また、これらを適正に公表する責務がある。

事業者には、消費者、投資家、取引先、従業員、地域住民、行政組織等のステークホルダーが存在するが、環境報告においては、各ステークホルダーが行う様々な意思決定や判断に影響を与える情報を、適切な時期に提供することが必要である。環境問題の深刻化は、企業に事業活動に伴う環境負荷の全容を適正に開示することを社会的な要請として強めていくと想定される。しかし、その環境負荷に影響を受けるステークホルダーは様々なので、企業は自らの責任において、それらの要請に真摯に答えていくことが求められる。

今回、企業の環境情報のあり方を検討するに当たり、環境負荷の全容を適切に伝えることで企業の説明責任を果たすとともに、投資家をはじめとする多様なステークホルダーの情報ニーズに応えられることを、環境情報開示の役割として考慮した。さらに、事業者は、地域住民への環境負荷情報、持続可能な消費行動に結び付く情報、強固なバリューチェーン体制の構築のための情報など、企業の置かれた環境変化に臨機応変かつ適切に対応して、環境情報開示による説明責任を果たしていく必要があるため、これらの点も検討課題として念頭においた。

(3) 環境情報の開示方法

環境金融報告書では、環境報告の当面の課題として、「各企業による自主的な取組を前提として、環境報告書においてできる限り主要な環境負荷指標等の統一的な開示が促進され、投資家に分かりやすいものとなるよう、環境省は「環境報告ガイドライン」の見直しの際、「主要な指標等の一覧」のテンプレートについても見直しを行い、その普及を促進すべきである。」と指摘している。

企業の環境問題への対応状況は、企業の属する産業、操業する地域、バリューチェーンを含むビジネスの特性、さらには企業の経営理念や事業戦略によって、それぞれ異なるものである。したがって、開示する環境情報には、企業の戦略的な対応の違いに応じて、企業固有の状況を適切に反映させることが必要である。

しかし、その一方で、情報利用者にとっての有用性の観点からすれば、環境報告が一定の規範に基づいて行われ、開示された情報が環境経営の実態を忠実に表現しつつ、理解容易かつ比較容易な形式で開示されなければならない。

持続可能な社会への移行が進むにつれて、環境情報がステークホルダーの意思決定に不可欠な要因となることが予想されるので、企業の自主的・主体的な対応を尊重しながらも、環境報告ガイドラインが緩やかな規範として有効に機能し、適切な環境報告のための支援ツールとなるようにすることも、企業の環境情報開示のあり

方を考えるうえで重視した点である。

(4) 社会的側面の情報開示

「第三次環境基本計画」(平成18年4月閣議決定)では、今後の環境政策の展開の方向(持続可能な社会を作り出すための考え方)として「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」が掲げられている。これを受けて、「環境報告ガイドライン2007年版」でも、その第4章『社会的取組の状況』を表す情報・指標において、社会的側面の情報開示について言及している。

現代社会では、事業活動の環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に絡み合っているため、環境負荷を低減し持続可能な社会を築いていくためには、経済的側面や社会的側面についても健全で持続的である必要がある。また、実際に多くの企業においても、環境問題と社会問題への取組が、企業の社会的責任を果たすうえで重要な課題となっており、環境と併せて社会的側面の情報開示が拡充されつつある。

さらに、地域コミュニティの活性化により環境を保全する取組と社会問題の解決とを同時に実現していくことが、今後の環境政策を考えるうえで重要な要素になる。事業者としても、地域コミュニティとの適切な関係を築いていくことは、益々重要な課題になると想定される。

今回の検討会では、企業の環境情報開示を中心に、その開示のあり方について検討したので、環境的側面と経済的側面及び社会的側面の開示のあり方に関しては、引き続き検討が必要である。

(5) 環境情報開示及び環境経営に関する動向

本報告書では、環境経営及び環境情報開示の動向を踏まえたうえで、今回の企業の環境情報の開示のあり方及び促進策を検討している。特に、グローバルな視点を基に国際的な環境情報開示の議論と整合した形で、国内企業における環境情報開示が促進されることは、環境問題や経済活動がグローバル化している現在においては不可欠と考える。また、グローバル展開している国内企業における環境情報の開示や環境経営の取組は、国際的に見ても優れている点が多々あり、我が国から世界に対する発信という意味でも、国際動向を見つつ他国との協議を十分重ねていき、グローバルな経済システムの中に環境情報開示を根付いたものとしていく必要がある。

①国内動向

我が国の環境情報開示及び環境経営の主な動向は以下のとおりとなっている。環境報告書の作成、環境マネジメントシステムの認証取得状況、環境情報の開示内容は一定の普及や質の向上がなされている。今後は本報告書で掲げる検討課題を着実に解消し、より有用なものにしていく必要がある。

- ・環境報告書の作成状況

「環境にやさしい企業行動調査」(平成 21 年度)によると、我が国で環境報告書を作成・公表している企業の割合は 35.9%である。また、これを売上高別に見ると、「売上高 1000 億円以上」の区分では、環境報告書を作成・公表している企業の割合が 8 割以上であるのに対して、売上高規模の小さい区分になるにつれて作成していない企業の比率が高くなっている。(参考資料 1 参照)

- ・環境マネジメントシステム (EMS) の認証取得の現状

「環境にやさしい企業行動調査」(平成 21 年度)によると、我が国で平成 21 年度の ISO14001、エコアクション 21 などの EMS 認証取得企業は上場企業で 77.9%、非上場企業でも 54.6%に達している(一部の事業所の認証取得を含む)。また、これを売上高別に見ると、「売上高 1000 億円以上」の企業では約半数が「全事業所で認証取得」、約 3 割が「一部の事業所で取得」している。これに対し、売上高が 1000 億円未満の企業では、全事業所取得は 2～4 割、一部の事業所で取得が 1～3 割となっている。(参考資料 1 参照)

- ・環境報告書による環境情報の開示状況

「企業の環境情報開示の実態に関する調査」(平成 22 年度)によると、我が国の環境報告書による環境情報の開示状況については、「7 割超の企業が環境目標・実績・取組内容について一覧表の形式で報告書に掲載している」、「マテリアルフロー(インプット・アウトプット)の形式で環境負荷情報を開示している企業は 64.8%に上り、開示の形式として一定の定着をしている」、「KPI などの重要項目を選択した理由を掲載している企業は少なく、5.6%にとどまる」などとなっている。(参考資料 2 参照)

②海外動向

各国の環境情報開示や環境経営促進策に関わる動向は以下のとおりである。

- ・各国における環境情報開示や環境経営促進策の動向

- 【韓国、中国、シンガポール他】

気候変動のように、環境問題の重要性に対する認識が世界的に高まっていることを受けて、従来、環境情報開示について制度的規制を行っていなかった国々においても、関連法令の制定やガイドラインの策定等によって環境情報開示制度の整備が進められている。また、韓国のように IT システムを活用した環境情報開示システムの制度化を進めたり、中国のように環境報告ガイドラインを整備したりするなどして、各国において新たな環境情報開示及び環境経営の促進策が実施されている。(参考資料 3、4 参照)

・各国の団体等における環境情報開示に関する議論の動向

環境配慮行動が企業経営に及ぼす影響の増加に伴い、財務面への影響との関連性を適切に示す環境情報の開示手法が検討されている。例えば、英国皇太子のアカウントティング・フォー・サステナビリティ・プロジェクト（The Prince's Accounting for Sustainability Project）によるコネクティッド・レポーティングや国際統合報告委員会（International Integrated Reporting Committee：IIRC）の統合報告フレームワークでは、財務報告と統合した形によるサステナビリティ情報の報告手法を提唱している。また、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（Carbon disclosure Project：CDP）は、気候変動に係わる環境情報の開示手法について開発している。（参考資料5参照）

・各国における財務報告における環境情報開示の動向

【EU、英国、米国、カナダ、南アフリカ】

財務報告における将来予測に資する非財務情報の重要性が年々増大し、財務報告を補完・補足する非財務情報の開示要請が高まっている。このような潮流を背景に、企業に対して財務報告の中で環境情報などの非財務情報を法規制として開示要請する動きが、ヨーロッパや北米を中心に進んでいる。また南アフリカでは、上場企業に統合報告によるアニュアルレポートの提出を義務化する規制を新設している。（参考資料3参照）

（6）自然災害などの急激な社会変化

今回の東日本大震災のように突発的な天災・事故等により、急激に社会情勢が変化することがある。異常な災害等の発生は、企業のリスク予測と未然の対応の弱点を一瞬にして浮き彫りにする。そのため、経営者には、想定される最大リスクと被害の大きさを適切に予測する危機管理能力と、災害等の被害を最小限に抑える未然の防止策を日頃から備えておくことが求められる。

また、災害等への事前対応の程度は、事象が発生した後の企業が被る損失に大きく影響する。予測された影響が大きければ大きいほど、予防的な対応に経営資源を投入しておく合理性が高まる。環境経営の実践には、天災・事故等が起こったときの環境影響の把握と予防的な対応も含まれると考えられる。

そのため、今回の検討においては、突発的かつ異常な災害・事故等が発生するという事象も念頭において、企業の環境情報開示のあり方を考察している。

2. 持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性

(1) 今後 10 年間に想定される社会変化

今後 10 年間に起こると想定される社会変化について、環境関連事項を中心に列挙すると以下ようになる。

《社会的側面》

- ・ 新興国の人口増加と経済成長
- ・ 先進国の少子高齢化と社会構造の変化
- ・ 経済のグローバル化と多様な価値観の顕在化
- ・ 国際社会における人権・貧困問題への関心の高まり
- ・ 天災・事故等の急激な変化への関心の高まり

《環境側面》

- ・ 資源・エネルギー・食料の需給逼迫による価格上昇
- ・ 気候変動・水資源・生物多様性などの環境問題の深刻化
- ・ 地球温暖化等による自然災害影響の増加
- ・ 政治的・環境的要因による資源制約の増加
- ・ 自然エネルギーの利用拡大と環境技術のイノベーション

《上記変化への各国行政の対応》

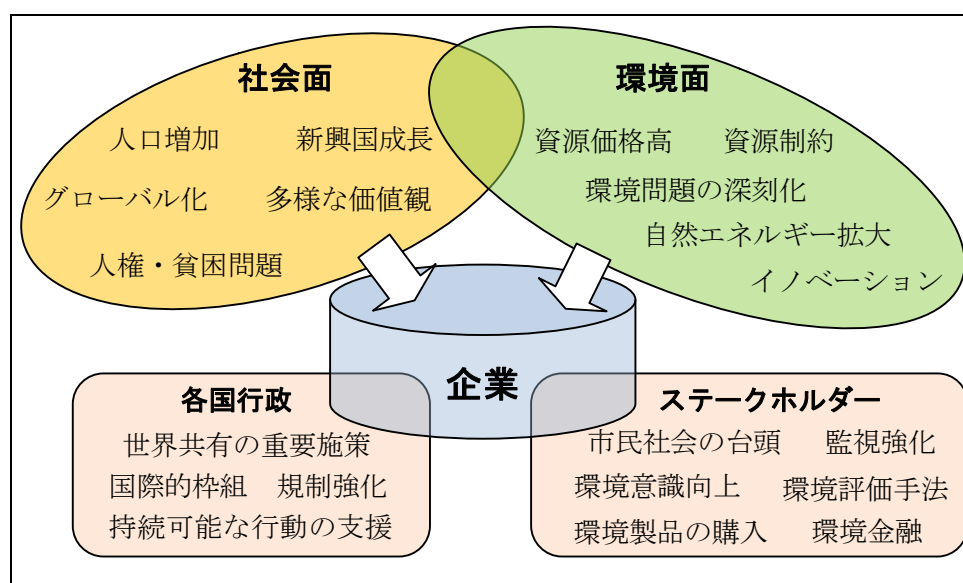
- ・ 環境が世界共通の重要施策となる
- ・ 国際的な環境負荷削減の対策枠組の創設
- ・ 化学物質規制など各国における監視・規制強化
- ・ 市場メカニズムを活用した施策の実施
- ・ 環境技術開発や持続可能な消費・生産などを後押しする施策強化

《企業を取り巻くステークホルダーの変化等》

- ・ 市民社会の台頭による環境・社会面の監視強化
- ・ ステークホルダーの環境意識の向上
- ・ 環境配慮型製品・サービスの市場拡大
- ・ 情報通信技術の発達等による新たな環境評価手法の開発
- ・ 責任投資など環境に配慮した金融（環境金融）の浸透

これらから分かるように、環境や社会に関わる様々な領域で、今後 10 年間に多くの解決困難な問題が発生すると考えられる。その一部は既に顕在化しており、世界の各地域・国で、こうした課題に対処するための政策が現在でも立案・実行されている。その傾向は今後一段と加速される見通しである。また、企業を取り巻くステークホルダーの環境意識が一層高まりつつあることや、環境技術における新たなイノベーションの出現なども追い風となって、企業の環境配慮行動はさらに促進されると想定される。

【図2 今後10年間に想定される社会変化】



(2) 環境経営の方向性

前述のような社会変化は事業環境を大きく変化させるので、企業の持続可能性にも少なからず影響を与える。このような状況下では、事業環境の変化に付帯して発生するリスクや機会に対して適切に対処できる能力が、企業の長期的な持続可能性にとって重要であり、企業の維持・存続・発展はその対処能力に大きく依存する。また、天災・事故等への予防的な対応も同様に、企業の持続可能性を高めるものである。

そのため、環境経営を単なるリスクマネジメントとして実施するのではなく、既に一部の先進的企業で行われているように、事業戦略に環境配慮を組み込み、経営活動の一環として環境配慮行動を戦略的に実施することにより、事業の持続可能性を極力高める努力をしておくことが必要になる。

ただし、環境配慮行動は企業の社会的責任の一部であって、それだけが単独で存在するわけではないことにも留意すべきである。環境経営を推進する前提として、人権や労働等を含む社会的責任課題の全般に渡り、経営資源の適切な配分が配慮されなければならない。

以上を踏まえたうえで、今後10年間における環境経営のあり方を展望すれば、次のような課題が明らかになる。

① 経営者の強力なリーダーシップ

企業が解決困難な様々な社会変化と対峙し、同時に自らの持続可能な成長を遂げるためには、経営者の強力なリーダーシップが一層不可欠となる。環境経営を含む企業の社会的責任は時間スケールの異なる組織的課題を多く含み、中長期に渡る全社の抜本的な取組を必要とするからである。そのため、経営者には将来に渡る社会変化への対応と自社の社会的責任への認識を反映した明確な経営ビジョンを全社で共有し、強力なリーダーシップによって環境経営に取り組むことが求められる。

② 環境と経営の戦略的統合

持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が市場の基調となる。企業がそうした事業環境で持続的に成長しようとするれば、事業活動そのものを環境志向へ変容させる必要があり、事業活動から直接的に発生する環境負荷を低減するとともに環境配慮型製品・サービスを市場に供給する体制を作らなければならない。そのためには、事業戦略に環境配慮を組み込んで、経営活動と環境配慮行動を戦略的に統合した環境経営を遂行していくことが必要になる。

③ 資源生産性の抜本的向上

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する環境制約・資源制約は、企業の持続可能性にとって深刻なリスク要因になり、また成長要因にもなりうる。また、社会全体としても、経済成長とそれに付帯して増大する生産と消費を分離することが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっている。そのため、企業は事業活動において、より少ない自然資源の利用と消費で多くの付加価値を生み出す、いわゆる資源生産性の向上に抜本的に取り組み、持続可能な成長を目指していく必要がある。

④ ライフサイクル志向によるバリューチェーンマネジメント

社会からの監視の強化、拡大生産者責任の増大、化学物質などの規制強化などに伴い、原材料の採掘から製品の廃棄に至るまでのすべての段階で、資源消費と環境負荷の全容を把握し、それらを一元的に削減管理することを企業は求められると想定される。このような変化に的確に対応し、リスク回避と収益獲得を実現していくためには、バリューチェーン全体を視野に入れたライフサイクル志向の環境経営が不可欠となる。

⑤ トレードオフ回避のための全体最適化

特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させることがある。それを回避するために、企業の環境経営は、事業活動全体における資源消費と環境負荷の相互関係を十分に把握して、総合的に全体最適となるような方法で実践されなければならない。その結果として、持続可能なバリューチェーンの構築が可能になる。

(3) 目指すべき環境経営像

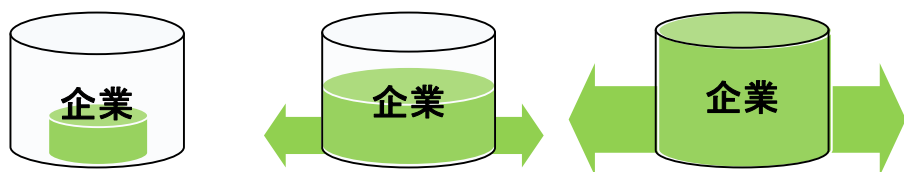
ここで前述までの環境経営の方向性を基に、持続可能な社会の構築に向けて目指すべき環境経営像を示すと、以下のようにになると考えられる。

経営者の強いリーダーシップのもとで、設定した中長期の将来ビジョンや目標を全社で共有し、バリューチェーン全体でのリスク管理と事業活動に伴う資源消費や環境負荷を極力最小化するため、重要な環境課題を事業活動の戦略的中核に組み込んだ環境経営を実践する。加えて、新たな成長機会を創出し、より強固で持続可能なリスク回避と成長をもたらす事業基盤を構築する。

上記の環境経営像を目指すことにより、企業は社会変化への対応力や取引先との信頼関係をより強固なものとし、リスク回避とビジネスチャンスの発見を通じて、自社の持続的な成長を促進することができる。

なお、環境経営の発展段階は一律ではなく、業種業態によっても異なるものではあるが、敢えて目指すべき環境経営像をイメージするために移行ステップをモデル化すれば、図3のようになる。

【図3 環境経営の発展モデル】



レベル	I	II	III
類型	外部の要請により環境取組を実施	容易に効果が見込まれる環境取組を実施	中長期的戦略により環境と経営を統合
内容例	法令遵守や取引先要請等により、水・大気、化学物質など最低限の事項を実施	省エネ・省資源・廃棄物削減など短期的利益が明らかな環境配慮行動に限定して実施	中長期かつバリューチェーンにて全体最適な環境配慮行動を全社にて、取引先とも協力して実施

【図の説明】 レベルがIからIIIと上がるにつれ、企業における環境配慮行動（緑色）が経営活動と一体化し、活動範囲もバリューチェーン（⇔）へと広がる。また、活動の時間スケールもより長期になったり、複数の対処すべき環境課題に対して全体最適を志向したりするなど、より高度な環境配慮行動によって、最終的に目指すべき環境経営像に接近すると考えられる。

(4) 環境経営のプロセス

環境と経営が戦略的に統合した形での環境経営のプロセスを示すと、以下のようになる。

なお、このプロセスの履行に当たっては、経営者が明確な環境方針を示すとともに、その実践に向けて十分な組織体制を確立し、適切なガバナンスの仕組みを整備しなければならない。

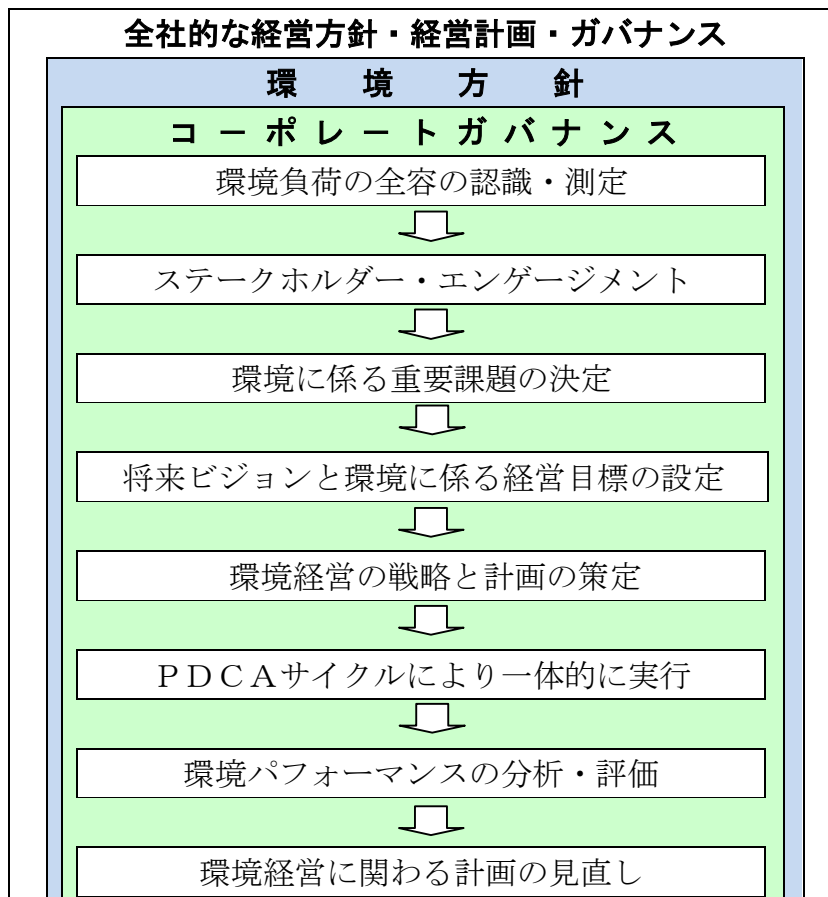
項目	環境経営プロセス
事実の把握	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営環境の把握と将来予測（社会変化、経営資源、ステークホルダーの要請、規制の動向など） ① バリューチェーン全体における環境負荷（自然資源の利用含む）の全容の認識・測定 ② ステークホルダー・エンゲージメントにより社会の要請や環境課題の動向を認識
重要課題の決定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認識された経営環境から、経営上の収益獲得機会とリスクの可能性を検討（短期・中長期） ✓ 経営資源を重点的に投入すべき課題の決定 ③ 環境に係る重要課題の決定（※）
将来ビジョンと目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営の方向性を示す将来ビジョンと重要な経営課題に関する目標を設定 ④ 将来ビジョンと環境に係る経営目標を設定
戦略と計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決定された重要課題に対して、戦略と経営計画を立案 ✓ 時間軸を考慮したうえ、年度・中長期などの行動計画に落とし込む ⑤ 環境経営の戦略と計画の策定（全社的な経営計画に関連付けて、環境配慮活動の目標を行動計画に織り込む）
計画の実行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行動計画に従って、PDCAサイクルにて実行する ⑥ 環境配慮行動を他の経営活動と関連付けてPDCAサイクルにより一体的に実行
結果の分析・評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実行された結果を経営者が分析・評価する ⑦ 経営者による環境パフォーマンスの分析・評価
計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重要な事象の発生による当期計画の見直し ✓ 評価結果に基づく次期以降の計画見直し ⑧ 環境経営に関わる計画の見直し

【説明】チェックマークが通常の経営プロセスであり、その中に①～⑧の環境面の要素が織り込まれる。

(※) 経営者は、例えば、以下の事項を総合的に勘案し、経営資源を重点的に投入すべき環境に係る重要課題を決定する。

- ✓ 財務的影響（収益獲得機会とリスク）及びその時間軸
- ✓ 法・規制等による影響、政策の方向性
- ✓ 同業種における共有課題や同業他社の対応状況
- ✓ ステークホルダーからの要請や社会的な関心

【図4 環境経営のプロセス】



3. 環境金融の役割と方向性

(1) 環境金融の役割

環境金融報告書では、環境金融を、「金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズム」と定義している。そのポイントは、理論上の企業価値とマーケット価格の差に対して瞬時に裁定が入る金融市場の「効率性」に着目し、その価値算定プロセスに環境への配慮など非財務情報を組み込んでいく点にある。

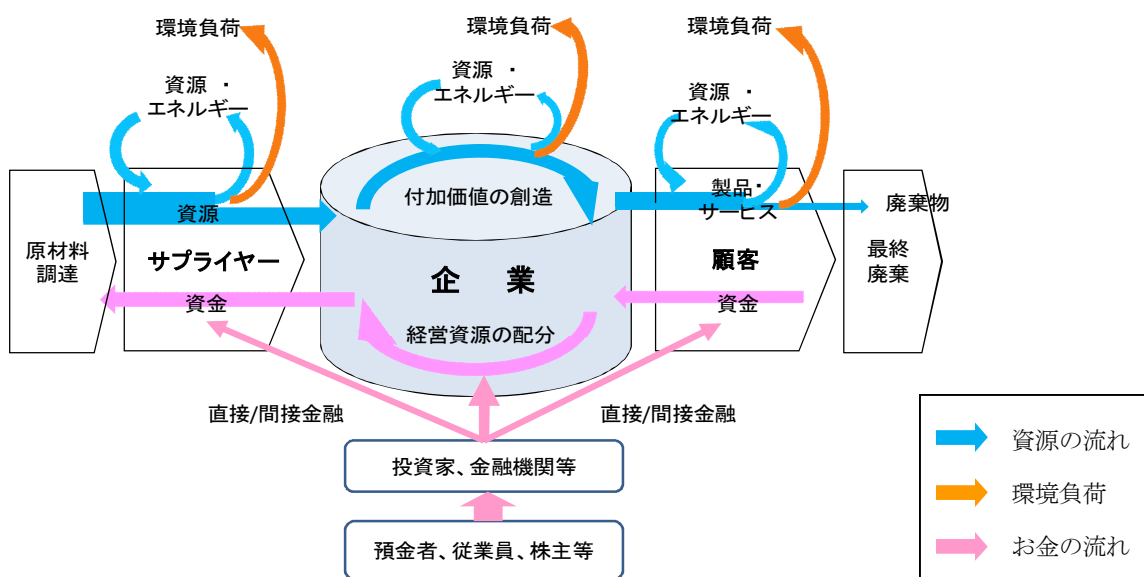
また、環境金融報告書を参考に、環境金融の役割を示すと以下の2つとなる。

- (a) 環境負荷を低減させる事業や自然資源の持続可能な利用を図る事業に資金が直接使われる投融資
- (b) 企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資

具体的には、前者(a)は環境ビジネスへの投融資であり、後者(b)は環境経営に優れた企業への投融資である。(b)には、例えば責任投資(Responsible Investment)や環境格付融資などが挙げられる。

図5に示したように、企業の事業活動における資源・エネルギーの投入・消費や環境負荷の発生は、バリューチェーン全体に渡っている。その事業活動と金融は融資や投資によって密接に関わっている。21世紀型の新しい持続可能性ある経済社会を日本が世界に先駆けて構築していくためには、環境分野への資源配分が充実不可欠であり、経済の血流とも言える金融の役割は極めて大きい。そのためにも、1,400兆円を超える我が国の個人金融資産の運用において、環境金融の2つの役割が有効に発揮するのであれば、環境金融は持続可能な社会の構築に少なからず寄与する。

【図5 企業の環境負荷と金融との関連図】



(2) 環境金融の方向性

企業にとって環境が成長と事業継続性に影響する重要な要素となるのであれば、当該企業への投融資である金融にとっても環境は重要な判断要素になりうる。前述した社会変化の企業への財務的な影響が大きいほど、金融に与える影響も大きい。

社会が求めるところに資金を提供するという金融機能は、その特性として社会変化に敏感に反応する。目的とするリターンの時間軸が短期か中長期かは、金融商品や投資家の嗜好の多様性によっても異なるが、各々の価値観や判断基準で社会変化のダイナミズムを的確に捉え、経済合理性のもと資金配分をしていく。つまり、市場メカニズムを通じた信用リスク回避とリターン最大化の効率的な実現といった金融の特性は、社会変化を自らの成長要因とし、かつリスクに確実に対応できる持続可能性に秀でた企業へと、投資家や金融機関による合理的な意思決定のもと自ずと資金配分を行わせるのである。

また、将来の環境経営の方向性において説明したように、社会変化は複雑多岐に渡り、環境面のみでなく、社会面についても企業価値に重要な影響を与えうると考えられる。それゆえ、重要な収益獲得機会やリスクの可能性を投資判断に反映するためには、企業活動を多面的に評価することが有効となる。

短期的収益を過度に意図した金融取引の反省から、国際的に脚光を浴びつつある責任投資においては、環境面だけではなく、経済活動を主軸に、人材、コーポレートガバナンス、社会面など多くの要素を織り込み企業を多面的に評価している。それによって、企業価値評価の精度を高め、将来のキャッシュフロー毀損リスクや収益獲得機会をより優位に見極めることを意図していると考えられる。

この流れは環境金融においても全く同様であり、環境面のみならず社会面等を含んだ非財務情報を、経済活動を主軸とする企業価値評価に組み込んでいる。投融資の判断材料とする情報をより広く取り入れることにより、特に市場の拡大や収益性の向上など中長期的に財務的な効果が発現されるか、若しくは短期的にも予期せぬ財務リスクとなりうる情報を掬い上げることが可能となってくる。

このように環境金融を見ると、今後、環境問題が重要な成長制約要因となるビジネス環境においては、投融資における将来キャッシュフローの毀損リスクを低減するのに、より効果的な金融手法になりうるといえる。

(3) 環境情報開示における金融の視点

投資家や金融機関にとって環境情報は、役割（a）の環境ビジネスへの投融資においては、成長獲得のための重要な情報として位置づけられ、役割（b）の与信評価や企業価値評価においては、財務分析やバリュエーションに係る一般的な評価手法を補完する付加的な情報として位置づけられる。

環境金融の方向性を踏まえると、金融における環境情報の重要性はさらに高まることが想定される。持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が産業社会の基調となり、環境配慮型ビジネスの市場が拡大して環境経営と事業活動の連動性が強くなる。この場合、環境経営の良否は財務業績に大きな影響を与える可能性があるため、企業の環境配慮行動が事業戦略にどのように組み込まれて、どのような成果をもたらし、将来の財務業績にどの程度影響を与えるのかについて、投資家は重大な関心を持つようになるからである。

特に中長期的志向により投融資を実行しようとする場合には、環境は企業価値の大きな変動要因になりうるため、環境情報開示の要請は一層強くなると予想される。それは、環境情報には収益獲得機会に関わる不確実性の高いものや将来リスクに関わるより保守的な情報も含まれており、それらの確実性は時の経過により高まるからである。

なお、急激な社会変化に対するリスク回避という観点からは、例えば災害・事故等の発生による環境影響やリスク管理に関わる情報などは、如何なるビジネス環境においても、多くの投資家等にとって有用なものといえる。

このような投資家の求める環境情報は、持続可能な社会への適応力が高い企業を識別するのに有効なもので、他のステークホルダーにとっても有用性が高くなると考えられる。また、投資家からの情報ニーズに応えることにより醸成された情報開示の土壌は、他のステークホルダーにとっても有用な情報を提供することに寄与し、さらには、開示する企業にとっても自社の管理能力や競争力を高め、持続可能な発展を導くものとなりうる。

実際の環境金融における環境情報開示の活用事例を紹介すると、以下のような事例がある。

○投融資における環境情報の利用事例

・環境格付融資

融資において、貸付先の環境経営の状況をリスク管理面と成長性の両面から評価し、これを与信条件に反映させる取組である。環境経営のレベルが高い場合にはデフォルトリスクが低いという仮定のもとで利率の優遇を図っている金融商品といえる。

・責任投資（ESG投資）

投資において環境・社会・ガバナンス（ESG）の視点を銘柄選定評価等の組み入れ、中長期的な観点から投資を実行する。

・環境銘柄インデックス

銘柄選定に際して、環境技術に係る収益・投下資本・利益の全体に対する割合などにより環境銘柄をスクリーニングし、さらに社会面等を考慮して銘柄選定する。

上記のほか、環境不動産投資、環境配慮型債券、環境配慮型リース、環境関連リスクへの保険など環境金融の取組事例も多様化しつつある。また、特に海外の年金基金を中心に機関投資家が責任投資を実践することにより、その運用委託を受ける者が、環境等の情報を利用して、投資運用や株主行動に反映する実務も広がりつつある。

このように環境金融の広がりもあり、環境情報の重要性は高まりつつあるが、現状の環境報告による情報開示には、例えば以下のような課題がある。そのため、環境情報が本来の持つ利用価値が十分に活用されているとは言えず、今後も活用の余地があると考えられる。

- ・ 経営者の考えが十分伝わってこない。
- ・ 時系列での過去から現在、そして将来への方向性が不明確。
- ・ バウンダリがまちまちである。
- ・ 開示基準が明確でない。
- ・ 目的となる情報の開示箇所が分からない。
- ・ 何が重要な影響を与える情報が分かりづらい。
- ・ 開示の捕捉率が記載されておらず、環境負荷の全容が分からない。
- ・ 将来情報（将来収益に結びつく情報）が記載されていない。
- ・ 企業規模による開示情報の質の差が大きい。

翻って、開示された環境等の非財務情報を、金融サイドが十分に活用し切れていないという側面も否定できない。企業の持続可能性を見る目が金融界において養われることにより、環境金融は初めて金融機関や預金者等に便益をもたらす手法となりうる。

これらの金融の視点からの課題を踏まえ、次章以降において企業の環境情報開示のあり方や促進策を検討していく。

4. 企業の環境情報開示のあり方について

(1) 環境情報開示の目的

企業の環境情報開示は環境報告の形態を取って行われるのが一般的である。環境報告は事業活動に伴う環境負荷や環境配慮等の取組状況について定期的に公表する行為であり、その目的は、事業者が社会に対して自らの事業活動に伴って発生した環境負荷についての説明責任を果たし、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することにある。

環境報告の情報利用者であるステークホルダーには、顧客（消費者を含む）や生活者、株主や金融機関、投資家、取引先、従業員及びその家族、学識経験者や環境NGO・NPO、消費者団体、学生、さらには地域社会や行政等が含まれ、その範囲は社会の様々な主体にまで及ぶ。そのため、環境報告に際してはターゲットとして特定したステークホルダーにとって有用な情報を開示するが、それらのステークホルダーの要望する情報内容と開示水準は極めて多様なので、ステークホルダー・エンゲージメント等によって情報ニーズを把握し、企業が主体的にそれらの重要性の程度を判別して開示情報を決定するのが一般的である。

各ステークホルダーの情報ニーズは「環境報告ガイドライン（2007年版）」に記載のとおりであるが、最近の動向を踏まえ捕捉すると、おおよそ以下のような環境情報が求められると想定される。

・株主、投資家、金融機関（投資家等）

特に投融資の将来キャッシュフローに重要な影響を与える情報である場合には、企業価値に影響するため投資家等にとってより有用な情報となる。実際に環境情報の提供団体などにより開示された環境情報を投資家等が利用しているケースもあり、情報の利用可能性は益々広がっていくものと考えられる。

なお、災害・事故等への対応に関する株主の監視が厳格化することも想定され、開示された環境情報により取締役の説明責任が追及される可能性もある。

・消費者

消費者は電気代の節約につながるエネルギー使用量や商品の安全性等の環境情報を重視する等、製品単位の情報をより重視し製品等の選択をすると考えられるが、より環境意識が高まることにより企業への評価も消費選択の判断要素に組み込まれる可能性がある。

・取引先

環境に関する規制が国際的に強化される中で、企業はバリューチェーン全体に渡って、環境情報を管理することが必要となる。実際には企業が取引先に個別に環境

情報の提供を依頼することが多いが、調達活動やCSR活動の一環として取引先と一緒にバリューチェーンマネジメントを推進しているケースもある。

- ・行政（国・地方公共団体）

個々の環境負荷情報に関しては、個別に法制化され国等に報告されている。しかし、環境配慮行動の促進の政策目的のためには、法制化された情報のみならず、法令遵守のためのガバナンス体制や環境配慮行動も含めた全社的な環境情報が必要である。

- ・環境NGO、NPO（環境NGO等）

特に欧米を中心に、環境NGO等による企業への環境配慮行動の監視が活発化してきている。環境NGO等への誠実な対応も、企業への評価につながるほか、より積極的な対応として、環境NGO等との協働によって環境経営における課題解決を図るケースも増えている。

- ・地域社会

地域における工場等からの公害影響（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等）について、安全かつ安心な生活環境の保全の観点から環境情報を欲している。また、災害・事故等が勃発した際の被害予測のため、どのような危険物、有害物質等を、どれくらい保管しているかという情報も求められていく。

以上のように情報ニーズは各情報利用者により異なるものの、今後、ステークホルダーの関心は、企業の全社的かつ重要な環境課題に焦点を向けていくと考えられる。環境問題が深刻化すれば、社会全体が事業活動に伴う環境負荷の全容と企業の環境配慮行動に強い関心を持つようになり、環境報告に対する社会的な要請が強くなるからである。

そうした状況では、企業としても自らの責任において、様々なステークホルダーの要請に真摯に応えていくことが求められるため、ステークホルダー・エンゲージメントによるニーズの把握がより重要になってくる。多くのステークホルダーとのコミュニケーションと適切な情報利用者の特定により、社会的な関心度の高い情報が適切に伝達される環境報告が可能になると考えられる。

（２） 有用な環境情報の質的特性

前述したとおり、環境情報が経済主体の何らかの意思決定に利用されたり、経済行動に影響を及ぼしたりするようになれば、環境情報は有用なものといえる。既存の環境報告ガイドラインや財務報告の概念フレームワークなどを参考にすると、有用な環境情報の質的特性は以下のように考えられる。

有用な環境情報の質的特性

基本的な 質的特性	目的適合性	利用者の意思決定を変える能力があること。
	表現の忠実性	完全性・中立性・無誤謬性の3つの特性を持ち合わせていること。
補完的な 質的特性	比較容易性	共通の情報に関わる類似点及び相違点を利用者が理解し特定できること
	理解容易性	明瞭で分かりやすいこと
	検証可能性	再現性があること
	適時性	遅滞なく利用できること

基本的な質的特性は、環境情報が情報利用者にとって有用であるために必須の特性である。企業の環境経営の全容に関して、情報利用者の意思決定に影響を与えるような目的適合的な情報が提供され、その情報が表象する事象を忠実に表現しているならば、利用者にとって有用な情報である。また、それらの情報が補完的な質的特性を兼ね備えた場合には、さらに有用性が高まる。特に比較容易性と理解容易性は重要な補完的質的特性であり、開示情報の作成にあたっては、これらの補完的質的特性を極力確保するよう配慮すべきである。

（３） 開示情報の決定プロセスと開示統制

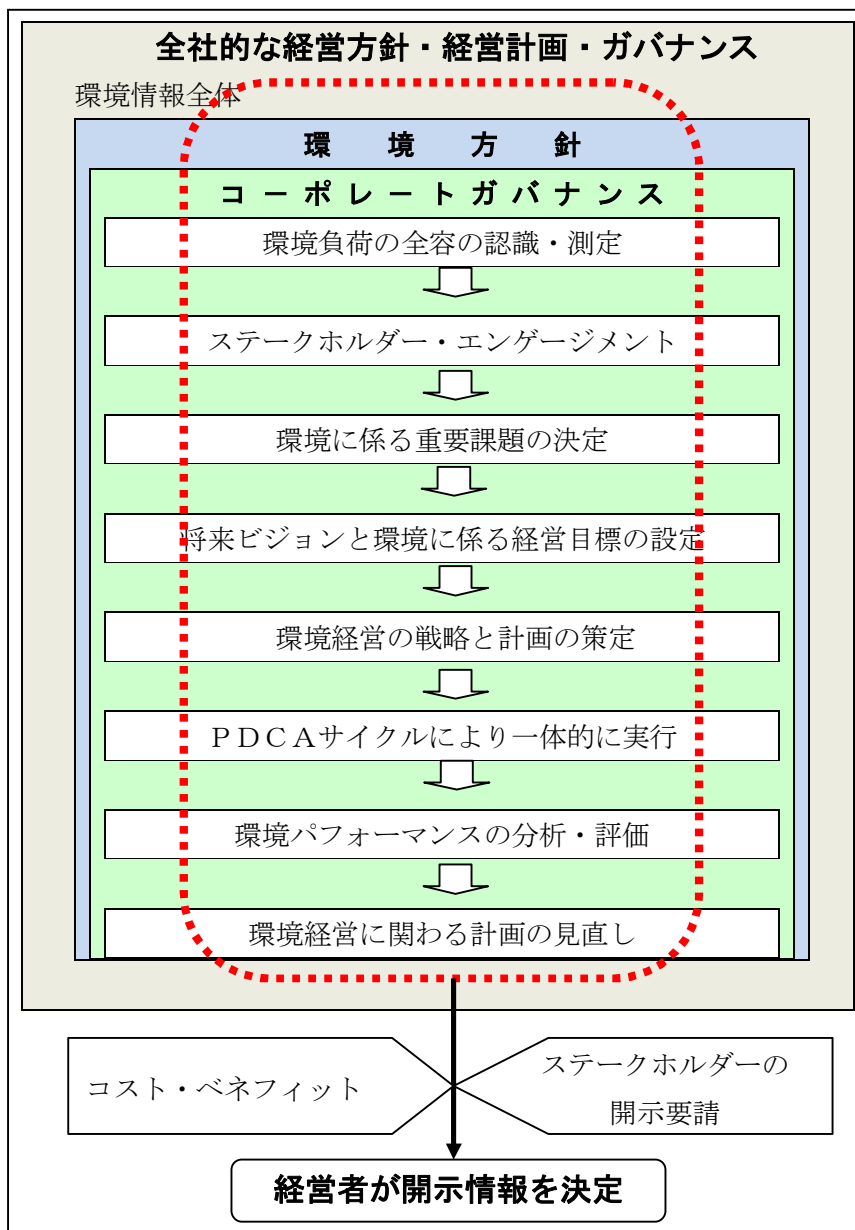
環境情報の開示に際して、企業は自らの環境経営に関わる情報のうち、どの情報を開示するかを特定する必要がある。環境経営に係る情報は、基本的には環境経営のプロセス毎に情報収集されるが、これらのうちどの情報を開示するかは、まず目的適合性の観点から判別される。特に経営上の重要課題に関する環境情報は、必ず開示されるべき項目に当たる。

また、どの情報が目的適合的かを判別する場合、ステークホルダーの情報ニーズが適切に反映されなければならないので、ステークホルダー・エンゲージメントのようなステークホルダーとの関わり合いが重要になる。ただし、開示情報の決定責任は報告主体に帰属するので、報告主体である事業者はステークホルダーの関心や情報ニーズを把握した後、その情報開示に関するコスト・ベネフィットを勘案しながら、最終的な開示情報を決定する。

なお、開示された情報の質を確保するためには、環境経営のガバナンスとは他に

開示統制が必要となる。社内における適切な権限者に承認された情報を開示することにより、情報の質は担保される。

【図7 環境経営のプロセスと開示情報の決定】



(4) 開示要素と開示内容

環境経営のプロセスとの関連から示される環境情報の開示要素の分類と各開示要素の具体的な内容は、以下のとおりである。

○開示要素と開示内容（案）

開示要素	開示内容
基本的要件	開示対象範囲等の基本となる開示方針を示す。
環境方針	経営者の環境経営に関する考えや基本となる方針を示す。
コーポレートガバナンス	<p>環境経営に係るガバナンスを全社のガバナンスと関連付けて内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境配慮行動を推進する体制とその責任・権限の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する最高責任機関 ・ 組織体制と各部署の役割 ・ 報酬や業績評価への反映方法 ・ 人材育成 ✓ 環境リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境リスク管理方針や管理体制 ・ 環境法令等への遵守状況 ・ 発生した環境リスクへの対応方針や今後の取組
将来ビジョン・目標	<p>経営者が考える環境経営の方向性を将来ビジョン（短期・中長期）と目標により示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営者が認識する重要課題への対処方針 ✓ 主たる事業活動との関連や影響 ✓ 環境負荷低減の達成／持続可能な自然資源利用により実現できる企業像 ✓ 収益獲得機会の可能性とその目標 ✓ リスク発生の可能性と影響
戦略・行動計画	<p>将来ビジョン・目標を達成するための戦略と行動計画を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境負荷低減／持続可能な自然資源利用のための戦略と行動計画 ✓ 収益機会獲得への戦略と行動計画 ✓ 認識された環境リスクに対応するための行動計画
パフォーマンス・分析及び評価	<p>当期の環境負荷の状況、その他の環境配慮行動に関わる実行状況、その結果を戦略や行動計画に関連付けて示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 行動計画に沿った実行状況 ✓ 設定した目標に対する結果 <p>実行結果に関する経営者による分析及び評価を示す。</p>
今後の対応	<p>将来ビジョン・目標の達成可能性の判断に資するよう、分析・評価の結果を受けた取組・目標の内容や計画の見直し内容を示す。</p>

(5) 開示に当たって考慮すべき事項

前述のとおり、企業の適正な評価や環境配慮行動が促進されるためには、開示された情報が適切であり、情報を元に環境経営の度合い（厚みや広さの程度）を情報利用者が評価でき、環境要素を織り込んだ合理的な意思決定に基づく経済活動が実行される必要がある。そのためには、有用な環境情報の開示において、情報利用者が環境経営の範囲や取組内容を比較的容易に判別できることが求められる。

また、金融の視点を織り込みながら有用な環境情報開示を図るに当たっては、以下の点を考慮して開示することが求められる。

- ・ 過去から将来に渡る環境経営の方向性や経営者の考えが伝わること
- ・ 経営全体における環境配慮行動の戦略的な位置づけが分かること
- ・ 自社の環境配慮型製品・サービスの拡販や研究開発・設備投資等による企業成長や企業価値向上の道筋（シナリオ）が、経営計画等と関連付けられ具体的に示されていること
- ・ 環境経営の重要な5要素（経営者の強力なリーダーシップ、環境と経営の戦略的統合、資源生産性の抜本的向上、ライフサイクル志向によるバリューチェーンマネジメント、トレードオフ回避のための全体最適化）の取組が分かること
- ・ 将来のリスク及び収益獲得機会について、成長やリスクの可能性が推測されるように開示されていること
- ・ パフォーマンス結果に関わる経営者の分析・評価が開示されていること
- ・ ポジティブ情報ばかりでなく、ネガティブ情報も適切に開示されていること
- ・ 環境に係る財務情報が他の環境情報と関連付けられていること
- ・ リスクマネジメントへの経営者の関与度合いが明確に開示されていること

(6) 定量情報と記述情報

企業の環境配慮行動の状況を客観的に把握し、企業を適正に評価するために、定量情報は特に重要である。また、事業活動に起因する重要な環境負荷の全体像を理解するためには、絶対量は不可欠である。さらに、企業の環境技術の水準や将来リスクや収益獲得機会を予測するためには、単位あたり負荷量が有用となる。

企業の環境経営の全容を分かりやすく伝えるために、経営者は環境に関わる重要課題に関して、適切なKPI（key performance indicator：主要業績評価指標）を設定する必要がある。ただし、情報利用者による環境経営の適切な理解のためには、KPIなどの定量情報のみではなく、記述情報と関連付けて基となる経営者の考えや定量情報の背景も含めて開示する必要がある。それゆえ、通常、定量情報と関連する記述情報が組み合わされて開示されることが多い。また、定量情報が開示ない場合にも、記述情報により十分な説明がなされる場合もある。

したがって、経営者には、K P I などの定量情報と記述情報の適切な選択により、環境経営の全容を説明することが求められる。

なお、K P I の記載に当たっては、算定基準やバウンダリなどの違いが情報利用者の誤解を生じさせる可能性があり、K P I の本来的な意味を適確に示すためには、補足説明を注記事項として記載する必要がある。

(7) 環境リスク管理の状況

企業は事業の継続性を確保するために、環境法令等の遵守はもちろんのこと、環境法令等に制定されていないことも、環境に関わる社会動向や発生しうる環境問題に起因するビジネスリスクに対して予防的に対応しておく必要がある。また、事業の継続性を情報利用者が評価するため、また直接的な環境影響が生じる可能性のあるステークホルダーがリスク対応状況の十分性を評価して自らへの影響を予測するために、企業は環境リスク管理の状況を適切に開示する必要がある。

なお、環境リスク管理の状況においても、定量情報と記述情報により、経営者の考えや現状の対応状況、将来の取組方針やその内容、そのためのガバナンス体制などが、分かりやすく適切に開示されていることが求められる。

(8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項

有用な環境情報の開示を目指すうえにおいて、洗い出された論点や今後の検討すべき事項は、以下のとおりである。

・ 開示項目の構成順序

環境報告の開示項目の構成は、以下の順序が分かりやすいと考えられる。開示の前提条件や全社的な内容から個別具体的な内容の順で開示することにより、環境経営の全体像を俯瞰したうえで個々の活動への理解が深まるため、情報利用者にとっての理解容易性が増すものと考えられる。

- ① 基本的要件
- ② 全社的事項（環境方針、ガバナンス、将来ビジョン・戦略・目標、開示情報の決定プロセスなど）
- ③ マテリアルフロー（参考資料6）等を利用した環境負荷の全容
- ④ K P I が時系列で分かる一覧
- ⑤ 個別環境配慮事項の重要課題一覧（注記事項も含む）
- ⑥ 個別配慮事項の詳細説明

また、経営者の考えや環境経営の方向性、リスクへの対応状況などを分かりやすく伝えるため、環境経営の概要を記したエグゼクティブサマリーを前段に記載することも望ましい。

こうした開示順序や開示構成について、国際的な動向を見つつ、より利用者に受け入れられる形を検討する必要がある。

・開示情報の決定プロセス

全社的事項として、経営者が環境に関わる重要事項をどのように識別し、開示情報を決定したのかを開示する。これにより、経営者の環境経営に関わる考え方や開示情報の透明性が図られることが期待される。

ただし、開示実務において、「K P I などの重要項目を選択した理由を掲載している企業は少なく、5.6%にとどまる」（参考資料2参照）。そのため、開示情報の決定に関する分かりやすい記載方法などを、今後検討していく必要がある。

・K P I が時系列で分かる一覧

企業が設定したK P I が時系列で分かる一覧を作成し、個別環境配慮事項の前に開示する。また、将来的な目標数値をK P I により管理している場合には併せて記載する。これにより、過去から現在、そして将来に渡っての環境経営の方向性が分かるようになる。

環境報告ガイドライン（2007年版）においても、主要な指標等の一覧として参考資料に記載されているが、一覧形式で時系列が分かる開示は実務には浸透していない。K P I の考え方が整理され、主要な業績評価指標として経営上も重要な管理目標と関連して利用される場合には、K P I の重要性は増していくと考えられる。そのため、環境報告におけるK P I 時系列一覧の位置づけや必要性を、改めて検討していく。

・個別環境配慮事項の重要課題一覧

重要課題に関する環境配慮行動の全容が分かるように、個別環境配慮事項の詳細説明の前に、重要課題一覧を作成して開示する。重要課題一覧の記載に当たっては、気候変動・資源循環・生物多様性などの主要課題について、個別の環境配慮活動をP D C Aサイクルに基づいて一体的に実行されていることが分かるように記載する。具体的には、当期の環境配慮行動の状況が分かるように、取り組んだ環境配慮行動の内容、K P I や環境パフォーマンスの目標と実績の差異、その分析・評価、今後の対応などが一覧にて概観できることが望まれる。また、バリューチェーンでの活動範囲や環境パフォーマンス、関連する財務情報、収益獲得機会や将来リスクの内容なども併せて記載することが考えられる。

開示実務において、「7割超の企業が環境目標・実績・取組内容について一覧表の形式で報告書に掲載している」ところである（参考資料2参照）。現行の開示事例や国際動向を参考にしつつ、比較容易性や理解容易性などを兼ね備えた開示のあり方について、引き続き検討を進めていく必要がある。

・個別環境配慮事項の重要課題一覧の注記事項

注記事項としては、以下の内容が考えられる。

- ① K P I の算定基準やバウンダリなどの補足説明

- ② セグメント情報（事業部別・地域別環境負荷情報等）
- ③ 主要な環境課題に関わる財務影響（将来リスク等）
- ④ K P I の内訳情報（バリューチェーンの各段階別 G H G 排出情報等）
- ⑤ 法令対応報告数値と開示数値との差異

上記は現状では開示されていないケースもあるため、開示方法や必要性についても継続して検討する必要がある。

・個別環境配慮事項の詳細説明

個別環境配慮事項の詳細説明には、以下の内容が記載される。

- ① 個別環境配慮行動の詳細説明（戦略・行動計画・目標・実績・分析等）
- ② 定量情報をより細分化した内訳（注記事項に含まれないもの）
- ③ 個々のステークホルダーの情報ニーズに対応した環境情報
- ④ ステークホルダーとのコミュニケーション
- ⑤ 技術開発の状況や環境配慮製品等の詳細情報
- ⑥ 環境負債、環境関連資産の性能等の補足情報
- ⑦ 認識された将来リスクの詳細説明

個別環境配慮事項の詳細説明には、環境経営の詳細な活動が理解できるよう企業の創意工夫が求められる。

・比較容易性

業種業態が異なっている場合はそもそも比較できず、また同業であっても製品毎にその仕様も異なるため困難である。また、単に定量情報だけで比較し、その背景など理解が不十分なまま利用されることで誤解が起きる可能性があるという問題もある。ただし、より有用な環境情報とするためには、比較容易性は必要不可欠な補完的質的特性であり、持続可能な社会を目指すうえにおいても、また環境配慮企業が便益を享受できる仕組みにおいても出来る範囲で確保しなければならない要素である。

上記に挙げた、開示順序、K P I が時系列で分かる一覧、個別環境配慮事項の重要課題一覧とその注記事項などは、直接、比較容易性を担保するものではないが、重要課題に関する環境情報の開示方法が収斂していく効果も期待されるものである。そのため、今後とも企業の協力の下、比較容易性の限界を認識したうえで、比較容易性を高められる開示方法を検討していく必要がある。

・バリューチェーン

バリューチェーンにおける環境負荷の定量化は、現在検討が進められている。しかし、例えば、使用段階における環境負荷の低減効果は、一般消費者向け（Business to Consumer）企業であれば直接的に企業努力による削減可能範囲となり算出しやすいが、企業間取引向け（Business to Business）企業であれば間接的に寄与するこ

とから算出が難しいといった困難性もある。それゆえ、国際的な議論の動向を見ながら、我が国としても算定基準や開示方法を確立していく必要がある。

・適時性

通常環境報告は、年度に一回報告されることが想定される。現状、開示時期は企業が自主的に判断しており、特段ガイドラインにおいて記載はない。近年では、財務報告や会社法の決算書と同時期に開示されるケースもあり、開示の早期化が進みつつある。

また、事業年度の途中において、新たな重要課題が発生したり、認識していた重要課題に変更が生じたり、開示している環境情報の前提が大きく変わったりすることが想定される。そのような場合において、ステークホルダーからの強い開示要請や情報利用者の意思決定に重要な影響を及ぼすと経営者が判断する情報があるならば、正確かつ迅速な開示が求められる。

このような適時性に関する開示内容や開示媒体等についても、今後検討していく必要がある。

・環境報告の開示媒体

環境報告の開示媒体は限られておらず、冊子、PDF、WEBなど様々である。それぞれの利点と欠点があるため、企業は適切な媒体を決定する必要がある。例えば、重要課題に関する事項は冊子やPDFなどの報告書形式により開示し、その他詳細データはWEBのHTMLだけで開示するなどが考えられる。ただし、HTMLだけで開示する場合には、重要課題の開示箇所が瞬時に分からないケースもあることや、開示統制に則った承認手続後の情報を開示する必要もあるため、重要課題に関しては冊子やPDFなどの報告書形式の開示であることが望ましい。

今後、WEBを利用した開示体系や冊子・PDFとその他WEB情報との開示情報の好ましい棲み分け等については、検討していく必要がある。

・詳細データの開示（データ集等の利用）

環境情報のうち、例えば製品単位や工場及び事業所毎の環境負荷のより詳細な定量データなどは、データ集などにより開示されるケースが多い。今後開示が望まれる定量データとしては、土地利用や大規模開発における自然資源の利用や生物多様性への影響などの案件別データ、災害・事故等が発生した場合における環境影響の大きさが予測できる危険物や有害物質等のストック情報、投資家・金融機関等における環境金融に関わる定量データなどが考えられる。

詳細データに関わる開示要請も情報利用者により様々であるため、今後情報ニーズや開示方法など整理していく必要がある。

・開示情報の信頼性

開示された環境情報が利用者の意思決定に重要な影響を及ぼすことが想定される場合には、情報の信頼性が重要な問題となりうる。情報の信頼性は、基本的に企業自らが構築した開示統制により担保されるべきものであるが、誤謬が生じる可能性や虚偽表示リスクがある場合には、独立した第三者による検証・保証も社会ニーズとして求められる。直ちに独立した第三者の検証・保証が求められるものではないが、開示情報の信頼性の確保は継続した課題でもあるため、独立した第三者の検証・保証レベルや手法等の検討も引き続き実施していく必要がある。

5. 環境に係る財務情報

(1) 環境に係る財務情報の基本的な考え方

本報告書においては、将来における環境経営の方向性のもとで想定されるステークホルダーの情報ニーズを念頭に置きながら、「環境に係る財務情報」の今後の開示可能性や検討課題等について考察を行った。

冒頭にあるとおり「環境に係る財務情報」とは、環境報告として開示される環境に係る金額情報とこれに関連する情報を指すものと定義した。複雑化した外部経営環境において、現在の財務諸表の中で、将来の環境負荷の企業業績への影響などを予測することは困難であり、将来キャッシュフローの中長期的な予測に資する情報はより広いものとなる。それゆえ、環境に係る財務情報の範囲を過去から将来に渡る時間軸とバリューチェーン全体の軸の中で広く捉えることにより、情報利用者の情報ニーズに幅広く対応できることを意図している。

しかし、「環境に係る財務情報」といっても、財務情報の中から環境に係る部分を明確に区分できるものばかりでなく、密接不可分であるケースが多い。実務においては、自社製品を環境配慮の視点からグレード分けをし、よりグレードの高い環境配慮製品の販売目標を掲げている事例もあるため、今後、経営目標とリンクした形での「環境に係る財務情報」の利用も広がっていく可能性がある。

また、現行開示されている環境経営や環境負荷情報など環境に係る情報においても、環境が企業の将来キャッシュフローや企業価値へ与える影響を予測できる情報が存在する。例えば、環境規制等への対応や経営者の将来ビジョンなどが企業価値にも影響を及ぼしうる。しかし、「環境に係る財務情報」を付加的情報として、他の情報と関連付けて見ることで、より客観的に企業が目指す環境経営像をイメージできるようになり、将来キャッシュフローの予測に資することが期待される。

さらに、環境と経済の両立した持続可能な社会の構築を目指すうえで、環境負荷の経済価値評価などの環境会計情報は、今後も政策的な観点からの有用性は増していくものと考えられる。特に、企業活動に伴う環境負荷の外部影響や環境保全効果を貨幣換算して「見える化」することにより、各主体の経済活動に環境配慮が組み込まれる効果が期待される。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、今回の検討を行っているが、本検討を議論の出発点として、「環境に係る財務情報」の議論や算定方法の確立などが今後進展することが望まれる。

(2) 環境に係る財務情報の必要性と効果

今後、環境の重要性が高まるにつれ、企業の主要なステークホルダーである投資家が企業価値を評価する際に、環境情報を考慮することは不可欠になっていくと予想される。特に、環境配慮型製品の販売見込みや開発状況、環境リスクへの対応状況など「環境に係る財務情報」は、企業の将来キャッシュフローに重要な影響を与える可能性もあるため、投資家から求められる環境情報となる。

なお、企業から見た「環境に係る財務情報」を開示する必要性や効果を、要約すると以下のとおりとなる。

(必要性)

- ・ 収益獲得機会やリスクに関する環境に係る財務情報は、将来キャッシュフローの予測に資するため投資家等の情報ニーズに対応することができる。
- ・ 事業活動と戦略的に一体化した環境経営の全容を、経営計画と関連付けて示すことができる。
- ・ 環境に係る財務情報を媒介にして、環境報告と財務報告との関連付けがなされ、企業情報に関して整合した情報開示が可能となる。

(効果)

- ・ 設定したKPIと社内管理のための指標が関連付けられることにより、戦略的な環境経営が推進される。
- ・ ステークホルダーの評価を通じて、環境と経済のより一体となった環境経営が促進される。

なお、開示される「環境に係る財務情報」は、「4. (3) 開示情報の決定プロセスと開示統制」に記載された決定プロセスにより、経営者により適切に決定される必要がある。

(3) 環境に係る財務情報の開示事例

現に企業によって公表されている「環境に係る財務情報」の開示事例は、以下のとおりである。

○「環境に係る財務情報」の開示事例

開示内容	例示
<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略・計画・見込み ・ 将来リスク ・ コーポレートガバナンス ・ 経営者の分析・評価 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ビジネスの売上見込 ・ 将来収益に係るリスク ・ 環境法規制等への対応方針と将来の財務的影響
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に係る収益 ・ 環境に係る費用 ・ 環境に係る資産 ・ 環境に係る負債 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型製品の売上高 ・ 環境管理コスト (※) ・ 環境配慮型製品の設備投資額 ・ 将来の環境対策費用の見積額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全対策に伴う事業者の費用節約額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネによる自社のエネルギーコスト削減効果 (※)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型製品・サービスの利用者が受ける経済的利益 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ製品の使用段階での利用者のエネルギー等の削減効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の経済価値評価 (貨幣単位で表現したもの。社会全体が負担している費用と見ることできる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出による地球環境への影響 ・ 土地利用による地球環境への影響
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全効果(社会的全体に及ぶ効果)の経済価値評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産段階でのCO₂排出の削減量の評価額 (#) ・ 省エネ製品の使用段階におけるCO₂排出の削減量の評価額 (#)

(※)「環境会計ガイドライン 2005年版」で算定方法等を取り扱っているもの。

・ 環境保全コスト (投資額及び費用額)

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組に係るコスト

・ 環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策が事業者の利益に直接的に貢献した効果。環境保全対策の結果もたらされる、費用の節約額や収入。

(#)「環境会計ガイドライン 2005年版」で解説があるもの。

・ 環境保全効果の経済価値評価

社会全体に及ぶ効果である環境保全効果の経済価値を、貨幣換算するなどして評価したもの。

なお、「環境に係る財務情報」の中には、財務諸表で区分掲記されている情報もある。例えば、環境対策引当金、作業屑等売却益、土壌汚染対策費用、環境対策費、廃棄物処理費などである。

(4) 環境に係る財務情報の種類

環境に係る財務情報の種類は、概ね以下のように区分される。

- ・ **過去情報・将来情報**

過年度の財務情報と将来情報がある。例えば、環境関連製品の売上高等の実績情報に加えて、当該製品の今後の販売戦略や行動計画に関わる記述情報、予算が記載されることにより、方向性や財務的裏付けが明確になり、情報利用者は、リスクや収益獲得機会をより予測しやすくなる。

- ・ **定量情報・記述情報**

定量情報と記述情報が関連性を持って記載されることにより、財務的影響をより適切に判断できる。例えば、環境負荷低減のための設備投資額や環境負荷情報と規制値に関わる定量情報に行動計画や経営者による分析・評価、今後の対応などの記述情報が加わることにより、財務的影響への理解が深まる。

- ・ **フロー情報・ストック情報**

環境に係る収益・費用（フロー情報）と資産・負債（ストック情報）がある。将来キャッシュフローを予測するうえでは、フロー情報のみならず、将来キャッシュの獲得能力や将来キャッシュの減少の可能性を表すストック情報も不可欠である。例えば、環境保全費用のみならず、環境負債を合わせて開示することにより、将来の環境リスクの財務的影響を評価することが可能となる。

- ・ **投下資源・成果（効果）に関する情報**

投下した経営資源と成果（効果）を対比することで、行動計画の実行と結果の因果関係が分析でき、効率的な資源配分の検証が可能になる。例えば、環境ビジネスへの設備投資と対応する製品の使用段階における環境負荷低減効果は、今後の事業展開を予測するうえで有用な情報になりうる。

- ・ **実績情報・推定情報**

連結範囲内の財務情報は実績値による集計が可能であるが、バリューチェーン全体に関わる環境負荷情報には推定計算によらざるを得ないものがある。例えば、環境負荷の経済評価は、事業活動に伴う環境負荷の影響を貨幣換算するため、負荷量の算定や貨幣換算において推定が必要となることがある。

(5) 開示において考慮すべき事項

環境に係る財務情報の開示に当たっては、「4. (5) 開示に当たって考慮すべき事項」のほかに以下の点を考慮する必要がある。

- ・ 将来の財務情報については、短期・中長期という時間軸を意識する必要がある。
- ・ 実績情報と推定情報が混在しないように明瞭に記載する。
- ・ 将来情報や推定情報については、計算等の根拠を注記等にて分かりやすく説明する。
- ・ 重要課題に関する戦略や行動計画に対応した情報として、プロジェクト単位や工場単位など限定された範囲の財務情報が有用となる場合もある。
- ・ 行動計画と個別に対応しない共通コストなどがある場合は、関連性が分かるように記載する。
- ・ 財務諸表の財務情報との関係が分かるように記載する。
- ・ 財務諸表に含まれるセグメント情報との関連性、マネジメントアプローチによる事業区分、企業の内外の状況変化により、今後、財務諸表に計上される可能性のある潜在的な負債、価格変動などの将来リスク要素なども考慮することが必要である。
- ・ マテリアルフローコスト会計等の環境管理会計も企業努力や成果を図るうえで有用な情報になりうる。

(6) 環境に係る財務情報における論点と今後の検討すべき事項

環境に係る財務情報の開示において、「4. (8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項」のほかに、今後、下記の事項を検討していく必要がある。

・ 個別環境配慮事項の重要課題一覧の注記事項

重要課題のKPIとして環境に関わる財務情報が設定された場合には、以下のような事項が注記事項として開示されると考えられる。

- ① KPIの算定基準やバウンダリなどの補足説明
- ② セグメント情報（事業別・地域別環境負荷情報等）
- ③ 環境配慮製品等に関する定義（詳細説明に記載されることも考えられる。）
- ④ 共通費目等の按分方法（按分の有無、按分方法の説明）
- ⑤ スtock情報に関わる当期投資額、投資累計額等との関係

・ 環境負荷や環境保全効果の経済価値評価

環境負荷やその削減量である環境保全効果の経済価値評価は、現状では不確実性が大きく参考情報に近いものといえる。

同一の価値基準で環境負荷や保全効果を測定できる利点があり、バリューチェーンでの測定など、今後のその算定基準の開発が期待される分野である。また、製品利用時の環境負荷削減が利用者に経済効果をもたらす場合には、企業のキャッシュフローに結び付く可能性が高いことから開示の進展が望まれるが、企業が開示する場合には算定基準等を明確にする必要がある。

・対象期間や効果の発現

環境負荷情報を環境に係る財務情報と関連付けて開示する場合には、対象期間は相違する可能性がある。また、投下資本の効果も、通常、環境に関わる効果の発現は中長期に渡るため、関連付けた説明は難しい。そのため、注記により効果との関連や対象期間などを適切に開示することにより、情報利用者に誤解を生じさせないよう留意することが必要である。

・ストック情報の充実

社会的な意識が高まりや環境法規制の強化といった状況の中で、環境負債に対する関心も高まってきている。ストック情報は、将来キャッシュフローを予測するうえで有用な情報であるが、考え方や開示項目については、整理が十分ではない。有用な情報が開示されるように、算定・開示の方法を明確にし、有用な開示を促進していくことが望まれる。

・会計基準に基づく財務情報の有効利用

「環境に係る財務情報」には、会計基準に基づく財務情報を基にしたり、又は利用したりして算定できる情報がある。例えば、環境負債や仕損費などは、会計基準の範囲内においても算定、又は把握されている。「環境に係る財務情報」を効率的に算定し、また社内管理に効果的に利用するためにも、財務諸表の作成過程において持続性の視点を取り入れるなど、会計基準に基づく財務情報を有効利用できるよう各企業における創意工夫が望まれる。

6. 環境経営・環境情報開示の普及のための促進策

(1) 促進策の必要性

「企業の環境経営促進の仕組み」(1.(1) 図1参照)は、将来的には各経済主体の経済合理的な行動結果として行われる必要があるが、高い環境意識の浸透や環境配慮型製品の抜本的な普及には時間も要するため、国として持続可能な社会構築のための道筋を示したうえで、各経済主体の環境配慮行動を後押しするための諸施策を実施していくことが非常に重要となってくる。

環境情報の利用促進のためには、「環境情報の利用を促進させるための基盤作り施策」と「環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策」により企業を後押しすることが有効となる。これらの施策は、今後取り組もうとする企業にはもちろんのこと、環境経営に積極的に取り組む多くの企業にとっても有益なものとなりうる。

また、環境報告書の作成や環境マネジメントシステム認証取得の現状(参考資料1)から、総じて概ね売上高1000億円を境に取組が遅れていることが見て取れる。売上高1000億円未満の企業が抱える課題は後述しているが、環境経営や環境情報開示の普及のためには、概ね売上高1000億円未満の企業を対象に底上げを図っていくことが肝要となる。

(2) 環境情報の利用を促進させるための基盤作りに関する施策

① KPIの設定に参考になる重要な環境課題の共有化

環境課題に関する社会的トレンドや業種特有の重要な環境課題について、業界関係者、ステークホルダー、有識者等による議論を重ね、情報の共有化を図ることは、企業による適切なKPIの設定を促すために有用である。また、KPI設定の基本となる考え方や、代表的なコアとなる指標について紹介することも参考となる。さらに、これらの議論を国内だけでなく、海外でも共有化していくことは、グローバルに活躍する企業が戦略的に環境取組を実施する際の大変有効な情報になる。

そこで、以下の施策を行い、企業が適切なKPIを設定でき、かつ情報利用者が有用な環境情報を容易に確認できるようすることが重要である。

- 国内における重要な環境課題(業種別など)の検討
(例) 気候変動、資源・エネルギー、水、資源循環、土地利用
- 国際的トレンドから共通する重要な環境課題の特定
- KPI設定の基本となる考え方や、代表的なコア指標の検討
- 海外との重要な環境課題などの情報整理・共有化

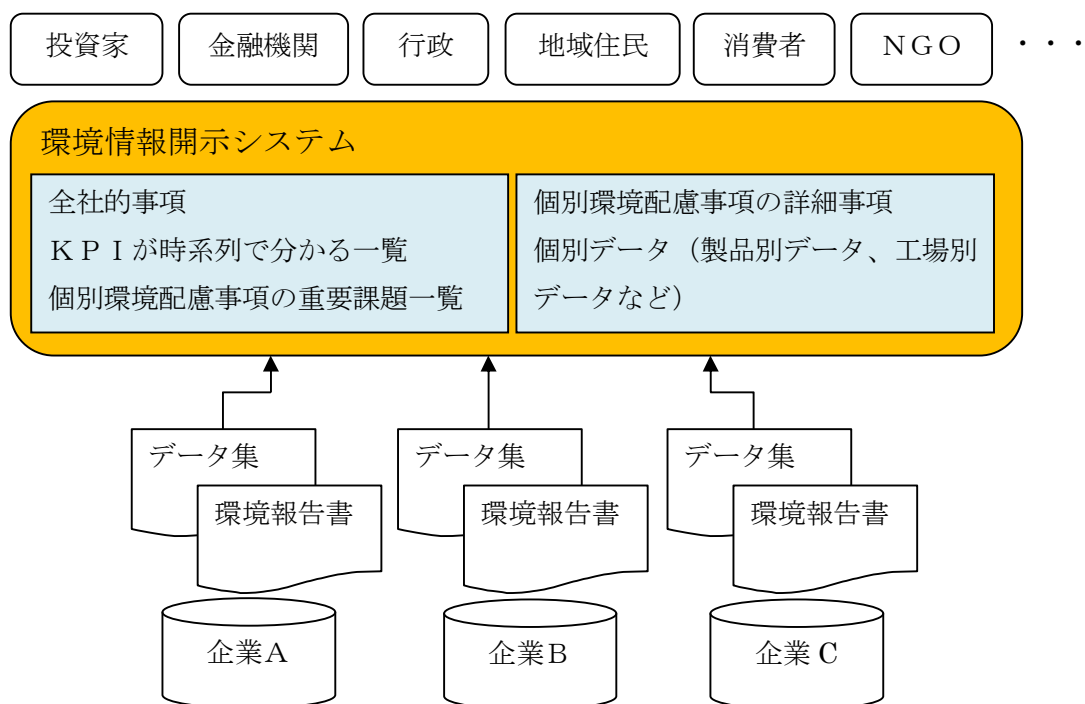
② 情報通信技術（ICT）を利用した情報インフラの基盤整備

情報の利用価値をより確実に高めるためには、入手可能性と利用拡張性を確保することが必要である。情報インフラの基盤整備は、環境情報の開示を持続可能な社会システムとして機能させるために最も重要な要素の一つであり、例えば、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を利用した環境情報の利用促進のための基盤整備などが考えられる。また、現状においてもWEBを利用した環境報告は一般化しているところであり、環境報告のさらなる普及や質の向上のためにも、ICTの有効利用の可能性を追求していく意義は大きい。

ICTを利用した情報インフラの基盤整備には、以下の事項が考えられる。

- ▶ 各媒体の開示バウンダリや開示体系の明確化に関する指針等の作成
- ▶ 重要な環境情報に関する入手や分析が容易となるデータベース等の構築

【図8 ICTを利用した環境情報の利用促進（例示）】



例えば、上図のような開示システムの開発により、投資家、金融機関、消費者等にとって環境情報の利用可能性が飛躍的に高まり、環境金融、グリーン消費など経済行動の促進につながると期待される。また、環境情報を利用する行政、民間調査機関、取引先などとの連携を図ることによって、情報の利用機会が拡大するとともに、企業にとっても環境配慮製品等の販売促進、情報開示の負担軽減、バリューチェーンマネジメントの促進といった効果が期待できる。

ただし、施策の実施に当たっては、既存のデータベースとの関連性、情報のニーズと情報利用者を明確にしたうえで、利用可能性等を十分検討していく必要がある。

(3) 環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策

①公共調達における環境経営・環境情報開示状況の考慮

国等の公共機関が物品や役務の調達等を行う際に、環境経営（環境情報開示を含む）の状況を考慮するようになれば、物品や役務の提供を行う企業等にとっての大きなインセンティブになる。例えば、

- ▶ 公共調達において環境取組を調達条件として設定
- ▶ 公共機関が請負業務等の入札を行う際に、環境経営の取組状況に応じて加点等の施策を行うことにより、公共調達に関わる企業等の環境取組に対しインセンティブを付与することができる。

②バリューチェーンにおけるグリーン調達の促進策

環境経営等の取組を大企業から中堅企業、さらには中小企業まで拡大させていくためには、バリューチェーンでのマネジメントの取組を促進させることが非常に効果的である。そこで、

- ▶ グリーン調達マニュアルのひな型作成及び普及
 - ▶ 環境経営の取組状況が見えるチェックリスト等の活用
- 等の施策を実施し、バリューチェーンマネジメントの取組を支援していくことが大変重要である。なお、グリーン調達の促進にあたっては、カーボンフットプリントなど製品ベースでの環境負荷の測定・開示も併せて活用することが効果的である。

③環境金融の促進策

企業が資金調達を行う際に、環境経営の取組状況に応じて調達条件が有利になるような金融の仕組みが一般的になれば、資金調達を行う企業にとって大きなインセンティブとなる。そこで、

- ▶ 金融機関等が環境金融に取り組むための行動原則の策定支援
 - ▶ 環境経営の度合いを評価できる人材の育成
- 等の施策を実施し、金融機関等による環境金融の取組を促進することで、資金調達を行う企業の環境取組を促進させることが重要である。

(4) 売上高 1000 億円未満の企業への促進策

売上高 1000 億円未満の企業の底上げを図るに当たっては、以下の点を考慮したうえ施策を検討している。

・環境経営の発展モデル

前述に記載した環境経営の発展モデルにおいて、売上高 1000 億円未満の企業には「実施していない企業や法令等への対応のみの企業（Ⅰ）」や「短期的な便益につながる環境取組を中心とした企業（Ⅱ）」のレベルも多いと想定される。その要因に

は環境配慮行動がコスト増加要因にもなりうることや、経営者に環境経営の動機付けが行われないなどの要因があると思われる。そのような要因を考慮しつつ、可能な範囲からより上位の段階へと底上げを図ることを目的とした。

・バリューチェーンとの関連

多くの企業はバリューチェーンの一部になっており、その中には取引先企業のCSR（グリーン）調達により、環境の取組を共同で実施している企業もある。環境経営を大企業から中堅企業、さらには中小企業に至るまで広げていくに当たり、バリューチェーンマネジメントの取組を通じて行うことは非常に効果的である。

・金融機関等の継続的な外部者との接点の活用

特に売上高 1000 億円未満の企業が環境経営を進めるにあたっては、様々なステークホルダーからの支援が期待される。銀行を中心とした金融機関は、有力な資金調達先として挙げられるだけでなく、経営に関するアドバイザーとしての役割も担っている。また、企業の経営者と継続的に接点を持つ外部者としては、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の様々な専門家もいる。このような外部者には、環境経営に関するアドバイザーとしての役割が期待される場所である。

また、売上高1000億円未満の企業が直面している課題には、下記のようなものが考えられる。

分類	課題
人材育成	経営者の環境意識の向上
	環境経営に関する知識やスキル、意欲を持った人材の育成
基盤づくり	社内データの収集体制の構築
	環境情報の開示方法についての理解
	環境マネジメントシステム（EMS）の構築
経済的便益	公共調達における環境取組の考慮
	取引先からの環境取組の要請（グリーン調達）
	取引金融機関の環境経営意識の向上

これらの課題を克服するために、

- ① 環境経営・環境情報開示を推進するための人材育成、
- ② 環境経営・環境情報開示のための基盤づくり
- ③ 企業に対する経済的便益の促進

について下記のような施策が考えられる。

① 環境経営・環境情報開示を推進するための人材育成に関する施策

売上高1000億円未満の企業にとって、経営者の役割は非常に大きく、環境取組を積極的に推進するためには、経営者の環境意識の向上が大変重要になる。同時に、実際に環境取組を推進する従業員の人材育成も重要である。

そこで、

▶ 産学官連携による経営者視点で環境経営等のアドバイスを行うことのできる人材の育成、派遣

▶ 環境経営・環境情報開示に関する社内の人材育成や先進的取組の紹介等の施策を行い、その施策を通して、環境経営や環境情報開示の取組は特別なものではなく、通常の企業経営の延長線上にあるということを経営者や従業員に認識してもらうことが大変重要である。

② 環境経営・環境情報開示のための基盤づくりに関する施策

また、売上高1000億円未満の企業が環境経営・環境情報開示を実施する際に、そもそも環境経営の実践方法や環境情報の開示手法が分からないという問題がある。

そこで、

▶ 分かりやすい環境報告の作成手引きの策定

▶ 環境問題をビジネスチャンスやリスクに結びつける考え方や事例の紹介

▶ エコアクション21などEMS体制の構築促進

等の施策を行い、具体的な取組方法について企業に理解してもらうことが重要である。

③ 企業に対する経済的便益を促進させる施策

売上高1000億円未満の企業にとって、バリューチェーンマネジメントにおけるグリーン調達の実現は今後益々高まるものと考えられる。また、売上高1000億円未満の企業にとって銀行を中心とした金融機関は、有力な資金調達先として挙げられるだけでなく、経営に関するアドバイザーとしての役割も担っており、売上高1000億円未満の企業における環境経営促進への貢献が期待される。そこで、

▶ グリーン調達マニュアルのひな型作成及び普及

▶ 金融機関等が環境金融に取り組むための行動原則の策定支援

▶ 金融機関において環境経営をアドバイスできる人材の育成

等の施策を実施し、売上高1000億円未満の企業が取引先からのグリーン調達や金融機関からのアドバイスといった便益を教授できるようにすることが重要である。

今後、上記の検討を基にした具体的な施策の実行に当たっては、実現可能性、効果、企業の負担等についてより詳細に検討を行っていく必要がある。

おわりに

冒頭に記載したとおり、我々人類が目指すべき社会は、健全で恵み豊かな環境を基盤とする持続可能な社会であり、その構築のためには環境と経済の両立を図っていく必要がある。そういった意味において、環境情報の重要性は益々増していくものと予想される。そのため、今後さらなる情報の質の向上が求められていくことが想定される。

また、既に先進的な企業が実施しているとおり、バリューチェーンでの管理が必要とされつつあり、企業が管理すべき範囲もより拡大していくと想定される。一方、管理すべき範囲の拡大は、同時に企業へのコスト増加をもたらしてしまうリスクを含んでいる。多大なコスト負担は企業の成長を抑制し、また利益の圧迫要因となり、企業の持続可能性を逆に阻害してしまうおそれもある。それゆえ、我が国の経済成長を力強いものとするためにも、社会全体として効率的かつ効果的に環境情報を管理する仕組みを作り、うまく環境と経済成長のバランスを取っていく必要がある。

いま、環境経営や環境情報開示は転換点を迎えており、来るべき将来に向かって変革の時期であるといっても過言ではない。目指すべき環境経営像に全世界の企業が向かい、企業を取り巻くあらゆるステークホルダーが、企業を適正に評価して環境配慮行動を後押しする、そのような経営環境を醸成していくことが、強固で持続可能な社会構築のために、また健全な経済成長につなげていくためには必要である。

なお、今回の東日本大震災のように甚大な被害をもたらす自然災害への対応は、一企業として対応しうる範囲を超過する場合もあるが、如何なる状況下においても最善の行動を実施し、最短かつ最小限の影響で事態の收拾を図っていくことが経営者には求められる。そのためにも、環境リスクを含めたリスク管理の徹底と迅速かつ的確な対応の出来る組織体制や取引関係を、企業として堅持しておくことが望まれる。

こうした状況を踏まえて、環境経営と環境情報開示の一層の促進を図るため、本報告書の検討を受けた「環境報告ガイドライン(2007年版)」の改訂を早急に実施し、有用な環境情報の開示の基盤を整備することが必要である。また、「環境会計ガイドライン(2005年度)」についても、環境に係る財務情報との関連から現状の問題点の整理を行い、必要に応じて改訂をしていくべきである。

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会

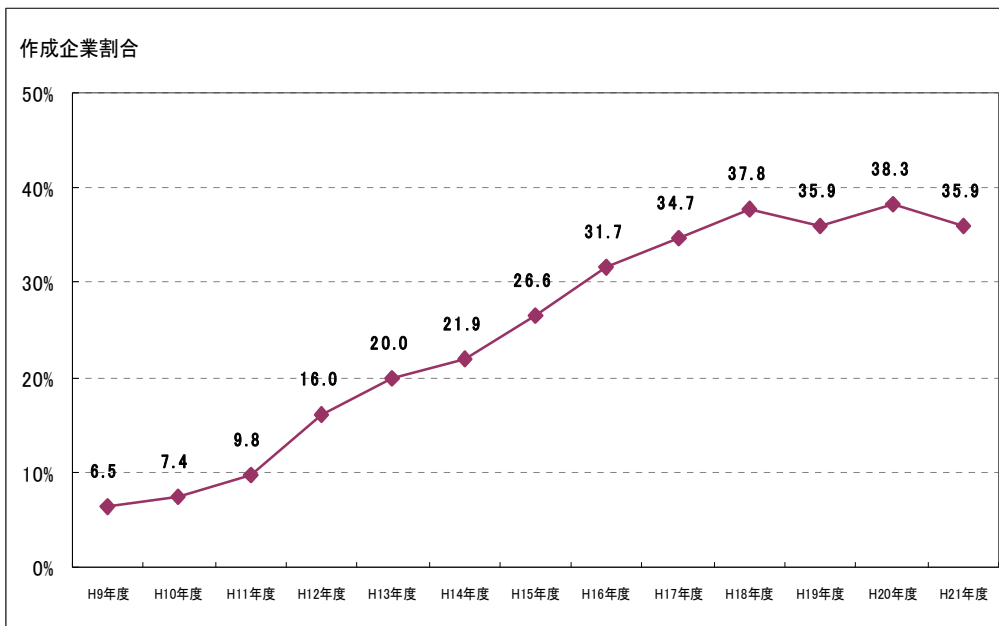
参考資料

環境報告書作成と環境マネジメントシステム認証取得の状況 ～環境省「環境にやさしい企業行動調査（平成 21 年度）より～

1. 環境報告書※の作成・公表の現状

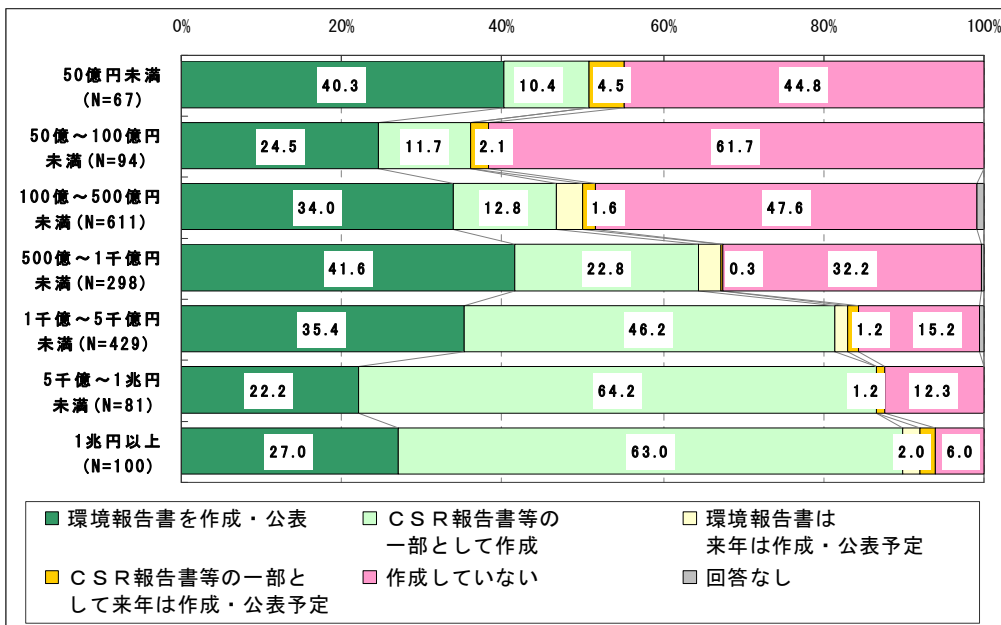
（※C S R 報告書、持続可能性報告書の一部を含む。）

○環境報告書の作成・公表の状況について



平成 21 年度において、環境報告書を作成・公表している企業は 35.9%となっている。

○環境報告書作成状況（売上高別）

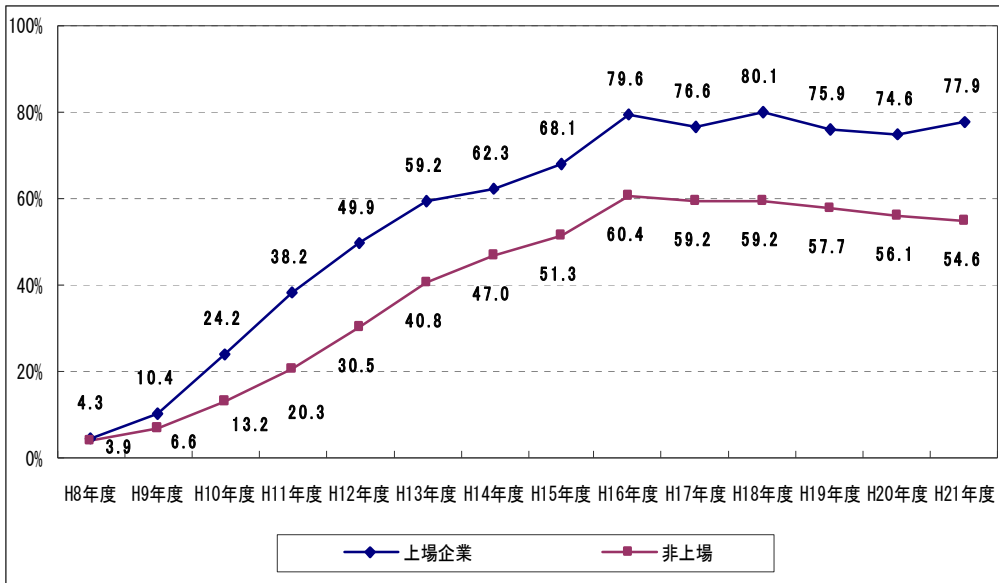


環境報告書を作成・公表している企業の割合は、売上高 1000 億円以上で 8～9 割となっている。また、売上高 1000 億円未満では、3～6 割となっている。

2. 環境マネジメントシステム（EMS）認証取得の現状

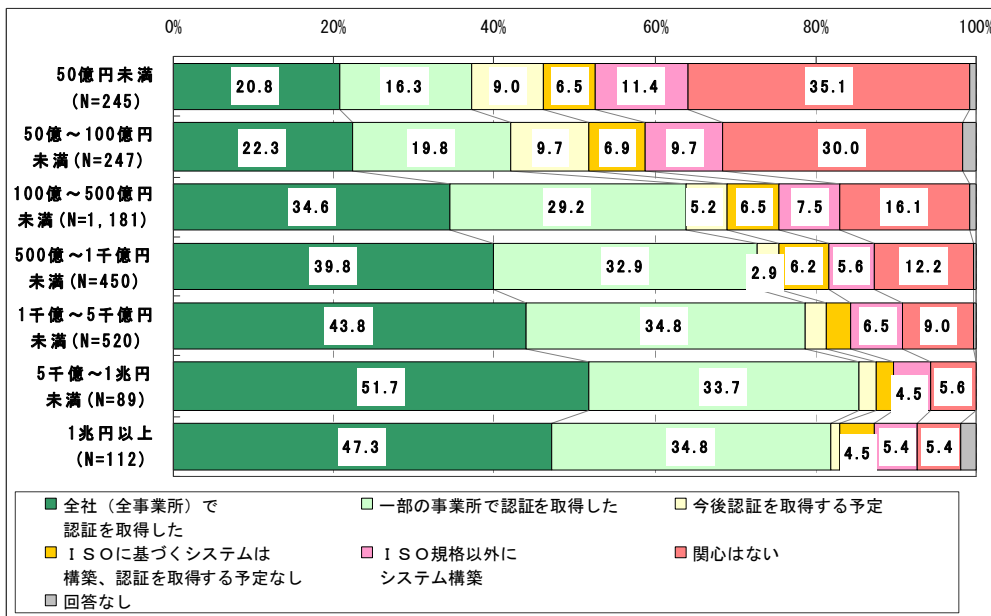
○ISO 14001・エコアクション21などのEMS認証取得企業状況

※（一部の事業所での認証取得も含む）の推移



平成21年度において、ISO 14001・エコアクション21などのEMS認証取得企業は、上場企業で77.9%、非上場企業で54.6%となっている。

○ISO14001・エコアクション21などのEMS認証取得状況（売上高別）



EMS認証取得企業の割合は、売上高1000億円以上では、「全事業所」が約半数、「一部の事業所」が約3割強となっている。また、売上高1000億円未満では、「全事業所」が2～4割、「一部の事業所」が1～3割となっている。

○調査概要

各社の平成21年度における取組について平成22年8月～9月にかけてアンケート調査を実施

(1) 調査対象

- ・東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業 2,415社
- ・従業員500人以上の非上場企業及び事業所 4,282社
- 合計 6,697社

(2) 有効回答数

- ・東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業 1,142社 (47.3%)
- ・従業員500人以上の非上場企業及び事業所 1,894社 (44.2%)
- 合計 3,036社 (45.3%)

「平成 22 年度企業の環境情報開示の実態に関する調査」より抜粋

本調査は、国内企業 250 社（上場 200 社、非上場 50 社）が発行している直近の環境報告書（冊子・PDF・HTML形式）の記載内容について調査したもの（実施時期：平成 23 年 2～3 月）。

■国内企業のうち、上場企業 200 社は、日本経済新聞社の日経 500 の構成銘柄企業から、環境報告書を発行している 200 社を無作為抽出した。

■非上場企業 50 社は、東京商工リサーチのデータベースを用い、売上高の大きい非上場企業から、上場企業と業種構成が大きく変わらないように配慮して抽出を行った。

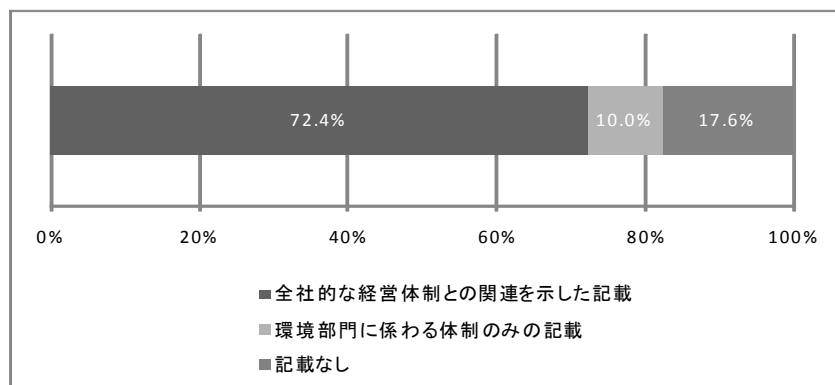
○環境報告書の発行媒体

国内企業 250 社のうち 159 社（63.9%）が冊子と PDF を組み合わせて環境報告書を発行しており、冊子は発行せず PDF の形でのみ発行を行う企業も 20% を占めている。

	国内企業	
冊子+PDF	159	63.6%
冊子+HTML	0	0.0%
冊子+PDF+HTML	6	2.4%
PDFのみ	50	20.0%
HTMLのみ	24	9.6%
PDF+HTML	11	4.4%
冊子のみ	0	0.0%
計	250	100.0%

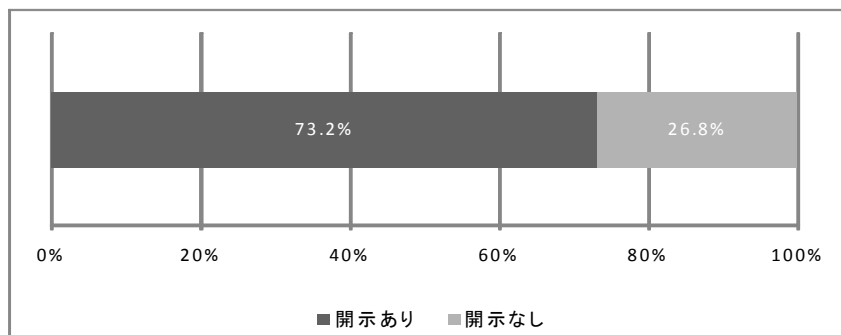
○全社的な環境経営体制に関する記載

72.4%の企業が環境経営体制について全社的な経営体制との関連を示した記載を行っている。



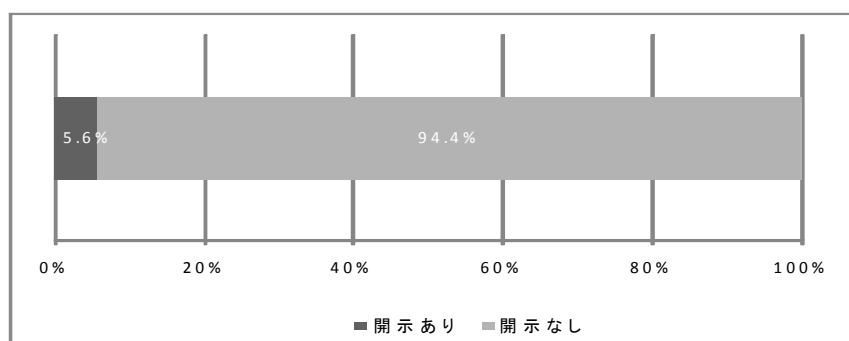
○環境の目標、実績、取組内容の一覧表での開示の有無

7割超の企業が、環境の目標、実績、取組内容の一覧の形で報告書に掲載している。



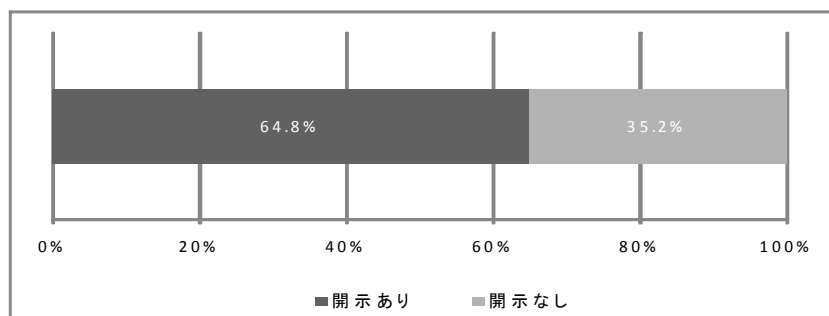
○重要項目を選択した理由の記載の有無

KPI等の重要項目を選択した理由を記載している国内企業は5.6%にとどまる。



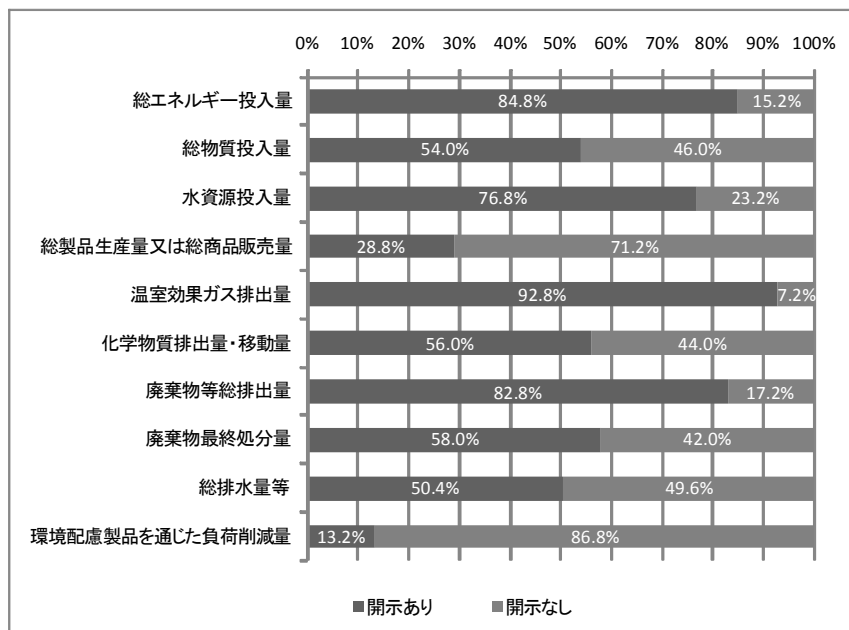
○マテリアルフロー（インプット／アウトプット）の開示の有無

マテリアルフローの形式で環境負荷情報を開示している国内企業は250社中162社)である。



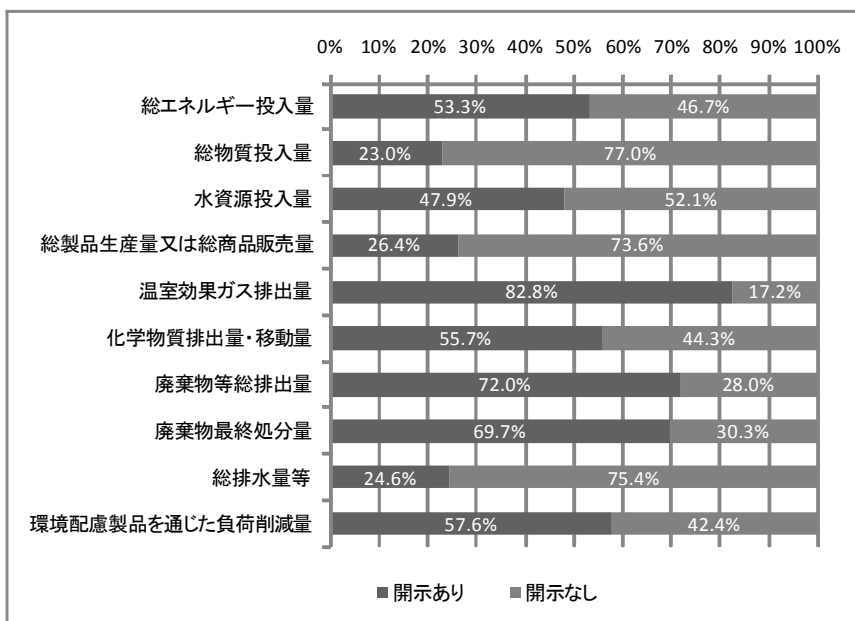
○個別のパフォーマンス指標の開示の有無

特に、「総エネルギー投入量」、「水資源投入量」、「温室効果ガス排出量」「廃棄物等総排出量」を開示している企業が多い。



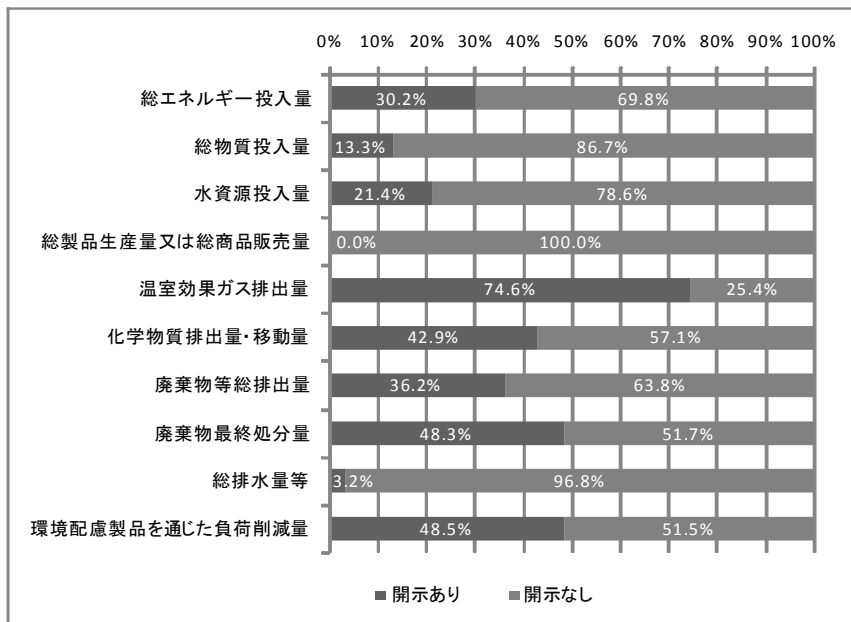
○パフォーマンス指標の時系列での開示の有無

特に、「温室効果ガス排出量」、「廃棄物等総排出量」、「廃棄物最終処分量」について時系列で開示している企業が多い。



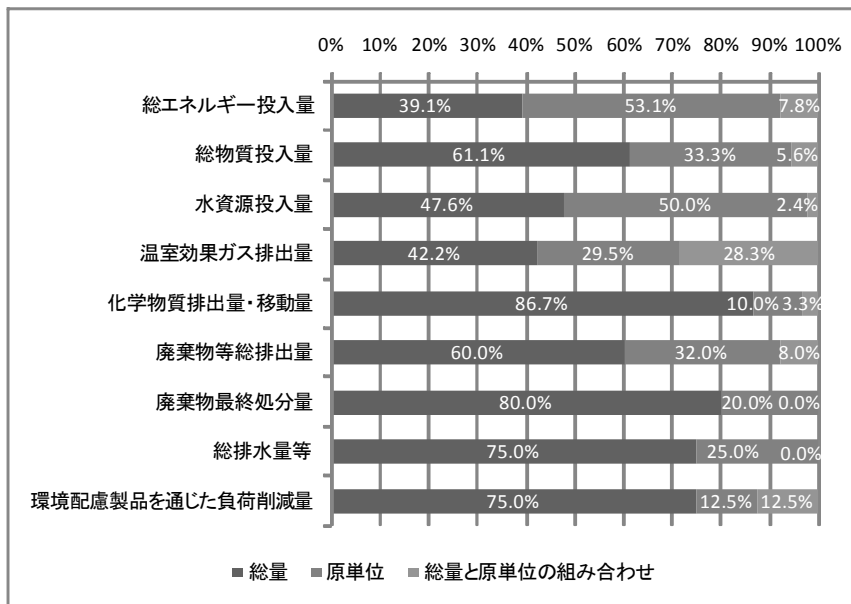
○パフォーマンス指標の目標設定の有無

特に「温室効果ガス排出量」、「環境配慮製品を通じた負荷削減量」、「廃棄物最終処分量」、「化学物質排出量・移動量」について目標を設定する企業が多い。



○設定された目標は、総量目標か原単位目標か

「総エネルギー投入量」及び「水資源投入量」については総量目標を設定している企業よりも原単位目標を設定している企業が多いが、それ以外の指標については総量目標を設定している企業が多い。



○スコープ3排出量の開示状況

排出源	開示あり		開示なし	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
物流に伴うCO ₂ (国内のみ)	97	38.8%	153	61.2%
物流に伴うCO ₂ (国内+海外)	11	4.4%	239	95.6%
製品使用に伴うCO ₂	22	8.8%	228	91.2%
調達に伴うCO ₂	6	2.4%	244	97.6%
従業員の出張に伴うCO ₂	8	3.2%	242	96.8%
その他	17	6.8%	233	93.2%

※(注意) 各調査項目における考え方、判断基準

■「発行媒体」

本調査では、冊子の形態（ダイジェスト版を除く）のほか、PDFやHTMLの形態で公表されている報告も対象としている。ただし、HTMLの形態の場合、報告対象組織（バウンダリ）や発行頻度といった報告書のプロフィール情報が記載されている場合についてのみ、HTMLの形態で環境報告書が発行されていると判断した。

■「全社的な環境経営体制の開示」

全社的な環境経営体制を図示している報告書もあれば、文章のみで説明している報告書もある。ここでは、説明の方法に関わらず、環境経営体制について十分な説明が行われている場合に「開示あり」と判断した。

■「環境の目標、実績、取組内容の一覧での開示」

一覧表の形式で目標、実績、取組の内容が開示されているものについてのみ「開示あり」と判断した。

■「重要項目を選択した理由」

環境キーパフォーマンス指標（Key Performance Indicator: K P I）が明示されている場合、K P Iを選択した理由が説明されていれば、重要項目を選択した理由が開示されていると判断した。また、K P Iが明示されていないが、目標設定に用いられている指標を選択した理由が説明されている場合も、重要項目を選択した理由が開示されていると判断した。

各国の環境情報を含む情報開示制度

国名		中国	韓国	シンガポール	南アフリカ
開示を要求する法律名		環境情報開示弁法（試行）（2007年）	Framework Act on Low Carbon, Green Growth（低炭素グリーン成長基本法、2010年）	Policy Statement on Sustainability Reporting（2010年）	会社法（Companies Act, No 71 of 2008）
規制対象		-	一定以上の温室効果ガス排出企業及びエネルギー消費企業	シンガポール証券取引所上場企業	JSE（ヨハネスブルク証券取引所）上場企業
規制内容	開示項目	19条で9項目を規定。 <ul style="list-style-type: none"> 環境方針、年間の環境目標と結果 資源消費量 環境保護投資と環境技術の開発状況 排出汚染物質の種類、量、濃度、場所 環境保護施設の建設と運営状況 生産過程における廃棄物処理、総合的リサイクルの状況 環境保護部と協力して自主的に環境改善を行っている旨 社会的責任履行状況 自主開示である旨 	該当企業は以下を毎年政府に報告する。（44条） <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量 エネルギー消費量 政府は企業別に上記の主要情報を公開する。 （備考：違反した場合は1千万ウォン以下の罰則を科される：64条）	以下の情報の開示を推奨： <ul style="list-style-type: none"> 企業行動に影響する環境関連の法規制及び国際協定、自主協定 サステナビリティ指針 環境及び社会配慮に関するリスクマネジメント指針及びプロセス 自社の属する業界の関心事や課題 サステナビリティ上の影響、リスク及び機会の評価 	企業倫理、コンプライアンス、内部統制、環境及び従業員に関する事項
	開示媒体	-	統合GHG情報管理システム	適正な開示媒体にてサステナビリティ情報を開示する。	財務情報とCSR情報とを統合してステークホルダーに開示する「統合報告」
	審査制度	-	あり	社内外からの審査を推奨する。	なし（self-regulationのみ）
関連する環境報告情報開示のガイドライン等		上場企業に係る環境報告書作成ガイドライン（上市公司環境信息披露指南） グリーン証券方針（緑色証券指導）	企業の環境情報開示スキーム（Corporate Environmental Information Disclosure Scheme）	Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies（2010年）	King Report on Governance for South Africa 2009 and King Code of Governance Principles（King III）（2009年9月）

参考資料3

各国の環境情報を含む情報開示制度

国名		デンマーク	英国	米国	カナダ
開示を要求する法律名		デンマーク財務報告書法 (Danish Financial Statements Act, 2008)99条 a	会社法 (Companies Act 2006)	証券取引法 (1934 年) ※具体的な開示内容は、規則 S-K (regulation S-K) で規定されている	各州における証券 (Securities Act) National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations (NI 51-102) (2007)
規制対象		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計クラス C 及び D の企業 クラス D : 上場企業及び国営企業 クラス C : 以下の基準を 2 つ以上満たす企業 ➢ 総資産/負債 : 143 百万クローネ以上 ➢ 純収入 : 286 百万クローネ以上 ➢ 従業員数 : 250 名以上 ・ 開示範囲は単体 (親会社の子会社及び関係会社を含めることも 可能) 	英国企業及び公共機関 (規模により開示内容要請異なる)	米国 SEC 登録会社	上場会社
規制内容	開示項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の環境に与える影響、環境へのいかなる悪影響を予防・削減・修復するための対策 ・ CSR 方針、CSR 遂行体制と手続、達成度の評価、CSR 方針がない場合はその旨を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が環境に及ぼす影響を含む環境に関する事項 ・ 従業員に関する事項 ・ 社会・コミュニティ課題 ・ 環境及び従業員に関する事項を含む ・ K P I を用いた分析 (大規模会社のみ) 417 条 (5) (6) (サステナビリティに関する開示規定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護に係る法令の遵守が資本的支出、収益及び競争力に与える重要な影響 ・ 当期及び将来期間の、環境管理設備に対する重要な資本的支出の見積額 ・ 経営者による財務・経営成績の分析など 	企業の環境債務、資産除去債務、規制による財務的及び非財務的な影響、環境問題による定量的、定性的リスク
	開示媒体	年次財務報告書中のマネジメントレビュー報告、又は	年次財務報告書における取締役報告書 (directors' report) 内のビジネスレビュー	発行時及び定時の SEC 提出書類 (Form 10-K、20-F といった開示様式が定められている)	年次財務報告書
	審査制度	なし (財務諸表との関連でレビューされるのみ)	ビジネスレビューが財務報告と整合していることを監査人が監査	なし (財務諸表との関連でレビューされるのみ)	なし (財務諸表との関連でレビューされるのみ)
関連する環境報告情報開示のガイドライン等		Reporting on corporate social responsibility - an introduction for supervisory and executive boards	環境に関する主要業績指標ガイドライン (Environmental Key Performance Indicators, 2006)	気候変動開示に関する委員会ガイダンス (Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change, 2010)	環境情報開示に関するガイダンス (CSA Staff Notice 51-333 Environmental Reporting Guidance, 2010)

各国の環境情報を含む情報開示制度

国名	出典
中国	<p>後藤 敏彦「中国 環境報告書ガイドライン策定計画」(2009年12月24日)</p> <p>关于企业环境信息公开的公告(国家环境保护总局)http://www.mep.gov.cn/gkml/zj/wj/200910/t20091022_172224.htm</p> <p>http://wfs.mep.gov.cn/gvwr/z/hbhc/zcfg/201009/t20100914_194483.htm</p> <p>http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/200910/t20091023_180135.htm</p>
韓国	<p>Framework Act on Low Carbon, Green Growth(2010年)</p> <p>http://www.moleg.go.kr/english/korLawEng;jsessionid=2XVAoj0GR5al5jBzbf231tBLR5sfbIXWqUKRdjsnkPDpRoPPZWg4k7g10127dywk?pstSeq=52136</p> <p>Regulation on the Operation of Environmentally-Friendly Firms(XXXX年)</p> <p>Corporate Environmental Information Disclosure Scheme In Korea、KEITI(2010年)</p> <p>韓国環境省発行「Corporate Environmental Information Disclosure Scheme In Korea」(2010年12月)</p>
シンガポール	<p>Policy Statement on Sustainability Reporting</p> <p>http://www.sgx.com/wps/wcm/connect/38b2a38043bbbcc09052b78792afe0f7/Policy+Statement+on+Sustainability+Reporting.pdf?MOD=AJPERES</p>
南アフリカ	<p>Companies Act, No 71 of 2008 (2008年) https://www.saica.co.za/Portals/0/Technical/act71_2008.pdf</p>
デンマーク	<p>経営研究調査会研究報告第38号(2010年3月24日) P17~18</p> <p>松尾敏行「環境情報開示モデルの構築－財務報告と環境報告の連携－」(2010年9月) P54</p> <p>平成19年度 環境会計に関する国内外動向調査業務(2008年3月) P67~70</p> <p>Deloitte Denmark のメール</p>
英国	<p>経営研究調査会研究報告第38号 P14~16</p> <p>松尾敏行「環境情報開示モデルの構築－財務報告と環境報告の連携－」P55</p> <p>Pensions Act, 2004 http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/35</p>
米国	<p>経営研究調査会研究報告第38号(2010年3月24日) P4</p>
カナダ	<p>National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations: http://www.osc.gov.on.ca/documents/en/Securities-Category5/rule_20040402_51-102-cont-disc-ob.pdf</p> <p>OSC STAFF NOTICE 51-716 ENVIRONMENTAL REPORTING: https://osc.gov.on.ca/documents/en/Securities-Category5/sn_20080229_51-716_enviro-rpt.pdf</p>

各国の環境経営・環境情報開示に関する促進策(事例)

国名	シンガポール	デンマーク	英国	米国	カナダ
ガイドライン	○上場企業のサステナビリティ報告に関するガイドライン	★人材と企業利益-CSRの実用的手引書(CSR活動を事業戦略としてうまく取り入れるためのガイドランス) ○持続可能なサプライチェーンマネジメントのためのガイドライン	★中小企業の利用者のためのガイド:温室効果ガス排出量を測定、報告する方法に関するガイドランス	—	★中小企業のためのサステナビリティロードマップ(ガイドブック) ★中小企業のための廃棄物管理に関する手引書 ○カナダ企業のためのCSR入門書
ツールの提供	—	★アイデアコンパス(イノベーション提供ツール) ○気候変動コンパス(カーボンフットプリントの計算、気候戦略立案ツール)	○カーボン・フットプリントで測る製品の影響-PAS2050の手法	—	★環境効率化のための3ステップ ○サステナビリティ報告書作成のためのツールキット
情報提供	—	○CSRの政府ポータルウェブサイト(CSRgov.dk)	—	★中小企業のためのウェブサイト ○資金調達手段のガイドブック ★エネルギースター—中小企業プログラム ○グリーンパワー・パートナーシップ	★クリーン、リーン、グリーン:ツールとガイド (環境配慮型ビジネスのために役立つ事例、ツール、ガイドランス情報の提供)
グリーン調達	○グリーン調達と、サプライヤーとのパートナーシップ	○グリーン調達	○持続可能な公共調達	○環境にやさしい調達	
表彰制度	○環境に関する大統領表彰	—	—	—	○公害防止表彰プログラム
その他	—	○評価基準(社会指標2000:企業の社会的責任度を測定) ○サプライチェーンマネジメント調査(グローバルサプライチェーンにおける、中小企業サプライヤー報告書) ○ラウンドテーブルの開催(社会的責任投資の約束)	—	★支援機関の設置(アスベスト及び中小企業オンブズマンプログラム) ★支援機関の設置(大気汚染研修所)	—

★: 中小企業向け
○: 大企業向け含む

参考資料 4

主要団体等の環境情報開示に関わる国際動向

項目	IIRC (International Integrated Reporting Committee)	アカウンティング・フォー・ サステナビリティ (The Prince's Accounting for Sustainability Project) (A4S)	GRI (Global Reporting Initiative)	CDSB (Climate Disclosure Standards Board)	CDP (Carbon Disclosure Project)	WBCSD (World Business Council for Sustainable Development)	日本公認会計 士協会	UNEP-FI (The United Nations Environment Programme/ Finance Initiative)
環境情報開示に関する活動の特徴	国際的に合意された統合報告「Integrated Reporting」フレームワーク構築を提案	財務情報・非財務情報の結合報告「Connected Reporting」を提案	経済・環境・社会のトリプルボトムラインから構成されるGRIガイドラインを作成・普及	気候変動報告フレームワークを公表	・気候変動情報開示要請を毎年送付 ・「CDPサプライチェーン」「CDPウォーター・ディスクロージャー」実施	エネルギー・気候、開発、事業の役割、生態系の4重点分野に、事業者の立場から持続可能な開発のための基準・ガイドライン開発等実施	サステナビリティ情報の制度開示やマルチステークホルダーアプローチの情報開示を調査・研究	責任投資原則における6原則の1つに、ESG（環境、社会、企業統治）課題に関する適切な開示を提示
環境情報開示に関する認識している課題	持続可能な国際経済モデルのための要請への対応として、組織全体の過去及び将来のパフォーマンス情報を、より網羅的で理解しやすくすることが必要	投資家の意思決定の観点から重要性の高いサステナビリティ課題について財務情報と関連付けた報告が充分になされていない	社会の急速な変化に対応し、セクター・地理的条件を問わず、あらゆる組織が利用できるサステナビリティ報告の信頼できる確かな枠組みの提供	既存財務報告原則等との整合性が確保された投資家への有用な情報提供	投資家の意思決定の観点から重要性の高い気候変動関連情報の報告が充分になされていない	各事業者のGHGリスクの理解・管理に向けた当該リスクの測定可能性の確保及び開示	・投資家向け制度開示におけるサステナビリティ情報の位置づけ検討の遅れ、 ・マルチステークホルダーアプローチによるサステナビリティ情報開示の在り方	現状の企業分析は、財務データを用いる限り短期的な評価で、年金基金等が期待する長期的評価精度はかなり低い
環境情報開示に関する課題解決の方向性	国際的に合意された統合報告フレームワークを構築することで、財務、環境、社会、ガバナンスの情報を、明瞭に、簡潔に、一貫して、比較可能な形で、一体として提供	・意思決定と報告のプロセスにサステナビリティを組み込む実務的なガイダンスやツールの開発 ・GRIとともに、IIRCを創設し、国際的に合意されたサステナビリティ報告フレームワークの開発を推進	・ガイドラインの定期的な見直し ・A4Sとともに、IIRCを創設し国際的に合意されたサステナビリティ報告フレームワークの開発を推進	気候変動情報開示実務の進展に対応した継続的改善と気候変動フレームワークの利用促進	気候変動に対する戦略で優れた取組みや質の高い情報公開を行っている企業にインセンティブが生じる仕組みづくり	国際的に認められたGHG排出量の算定と報告の基準・ガイドラインの開発	・政府・投資家・企業等参加による制度開示のサステナビリティ情報の位置づけ明確化 ・サステナビリティ情報に関する開示要請や開示指針明示	・長期的な企業価値を評価するために、非財務データであるESGをファクターとして使用 ・ESGを定量化する仕組みの構築

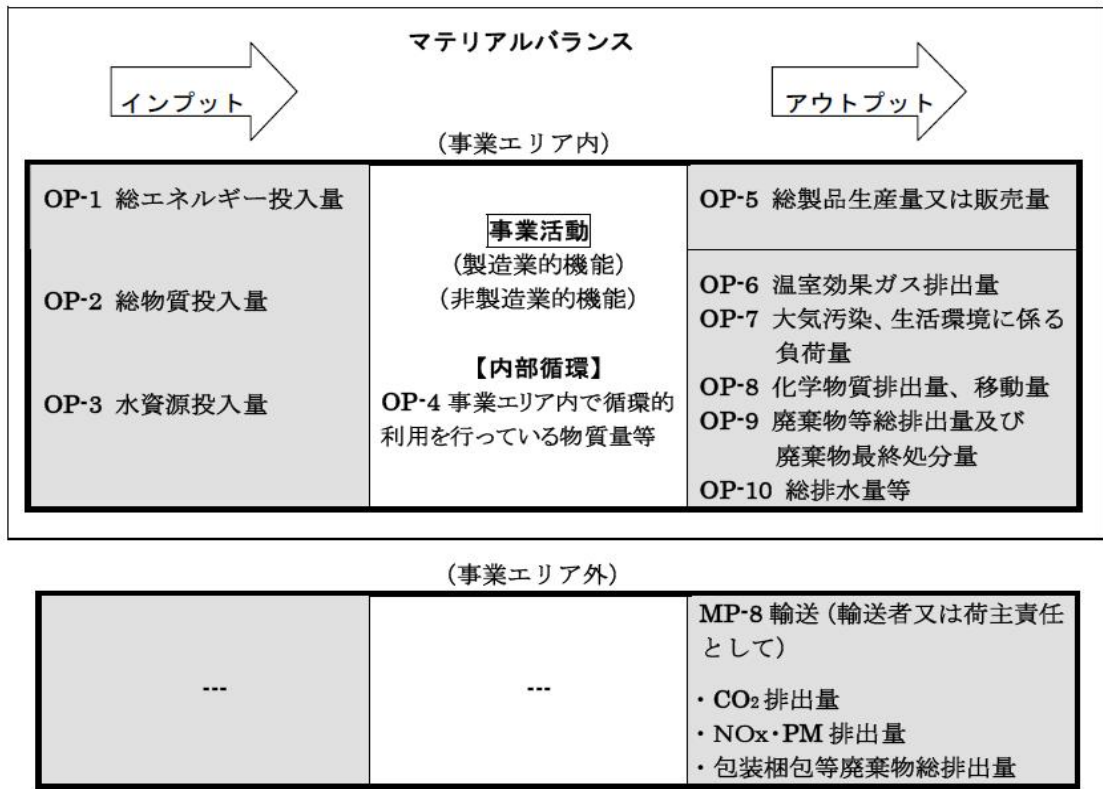
(各団体のホームページより作成)

「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を表す情報・

指標（オペレーション指標：OPI, Operational Performance Indicators）

事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランス*の考え方にに基づき事業活動の環境負荷を捉えます。事業者が自らの事業活動において環境負荷の低減に向けて取り組んでいる方針、目標、計画、環境パフォーマンスの状況及びその実績等を中心に記載します。また、環境負荷削減の観点から、環境配慮の状況を明らかにしていくことが重要で、その内訳についても記載することが期待されます。また、製品・サービスのライフサイクルでの環境負荷低減等、事業活動の上流・下流部分での取組や実績についても記載することが望まれます。オペレーション指標として記載する項目は、以下の10項目です。

(インプット)	
OP-1: 総エネルギー投入量及びその低減対策	
OP-2: 総物質投入量及びその低減対策	
OP-3: 水資源投入量及びその低減対策	
(内部循環)	
OP-4: 事業エリア内で循環的利用を行っている物質等	
(アウトプット)	
(製品)	
OP-5: 総製品生産量又は総商品販売量	
(排出物・放出物)	
OP-6: 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	
OP-7: 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	
OP-8: 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	
OP-9: 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	
OP-10: 総排水量等及びその低減対策	



**企業の環境情報開示のあり方について
～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～
(中間報告)**

(発行)

平成 23 年 6 月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp>